

平成23年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年3月15日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月15日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	ふるさと 振興課長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘		
		総務課長	江上 文啓	税務課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住民課長	犬飼 博初
		次 長 兼 保険医療 課 長	上田 実	次 長 兼 高齢介 護 長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土木農 政 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		水道課長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	山内 巧	消防署長	鈴木 卓夫
		消防本部 総務課長	浅野 睦		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長	加賀 松利
小中学校 給食セン ター所長		長尾 彰夫	生涯学習 課 長	川合 保	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 議案第29号 平成23年度蟹江町一般会計予算
- 日程第2 議案第30号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第3 議案第31号 平成23年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第32号 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第5 議案第33号 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第6 議案第34号 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第7 議案第35号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第36号 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第9 議案第37号 平成23年度蟹江町水道事業会計予算

○議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成23年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

11日午後2時46分ごろ、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生しました。震災に遭われました東北、関東の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方に対しましてご冥福をお祈り申し上げますとともに、ここで黙祷をささげたいと思います。

皆さん、ご起立ください。

黙祷。

(黙 祷)

黙祷を終わります。どうもありがとうございました。

ここで、横江町長より行政報告の申し出がありましたので、許可をいたします。

○町長 横江淳一君

皆さん、おはようございます。

大変な貴重なお時間をいただきまして、議長にお許しをいただきましたので行政報告をさせていただきますと思います。

先ほど議長からお話がありましたように、この3月11日午後2時46分ごろ、東北地方に非常に強い地震がございました。震度7を記録したということでございます。マグニチュード9.0という巨大地震でございました。

当町といたしましては、直ちに防災を担当する消防本部総務課が情報収集などの警戒態勢をとらせていただきましたが、午後5時43分に名古屋港で観測された津波が0.7メートルにとどまったことから、以後は24時間体制で勤務している当番の消防課に情報収集などの警戒態勢を引き続き、当番職員以外の職員は自宅待機とさせていただきました。町の幹部職員についても同様に自宅待機とし、すぐに招集できる態勢をして帰宅をさせていただきました。

以下は消防庁からの依頼による応援体制のことを述べさせていただきます。

消防庁長官の指示により、3月13日、日曜日、午前10時に愛知県知事より、第3次派遣部隊として消防隊の派遣要請を受け、消防自動車に潜水器具などの資機材及び現地での野営に備えての寝袋、非常食などを積み込み、午前11時45分に蟹江町の4人の消防隊員が消防署を出発させていただきました。

次に、午後1時に愛知県隊の集結場所であります東名高速道路新城パーキングエリアに62隊、3次隊23隊、1・2次交換要員39隊が集結し、午後1時40分に派遣先となります宮城県の亘理町というところでありましてけれども、の山元町に向かうために出発をいたしました。これは仙台空港の南側の地域でございます。

次であります。東名高速から東北道路経由で消防署出発から約18時間後の14日、月曜日、午前6時15分に被災地の亘理町消防署に到着をいたしました。午前8時30分にはこの消防署を出発いたしまして、津波による被害の大きい亘理町吉田地区に入り、現在、検索活動を行っております。今回の派遣隊は2日もしくは3日ぐらいは続けて活動することになろうと思っておりますが、その後の交代要員を派遣することも必要になるというふうを考えております。

また、現地からの報告によりますと、大変悲惨な状況が広がっており、我が県隊の中に被害者を見つけることはできませんでしたが、毎日、汗水を本当に惜しまず、一生懸命今やっただけでございます。これを、以上ご報告を申し上げます。

ちなみに、宮城県亘理町というのは人口が蟹江町と大変よく似ておりまして、3万5,585人、世帯数が1万1,442世帯であります。ただ、面積は蟹江町の7倍、73.21平方キロだそうです。

続きまして、今度は町内のことにつきまして、実をいいますと、3月14日、月曜日ですが、緊急部課長会を招集いたしまして、蟹江町の30町内会のすべてに緊急防災資機材の点検、非常食の備蓄状況、それから、避難経路の確認、避難所の点検等々の依頼をさせていただきました。

なお、町内に配備してあります備蓄物資等につきましては、今現在、町内会に確認をしているところでありまして、その結果についてはまたご報告さしあげますけれども、ただ、現在、消火栓等々の確認をしておりますが、新聞等々でございましたように、今、飛島・弥富管内で消防の消火器具の、管鎗といまして筒先であります。これが盗難被害に遭っております。当町でも実は3本、管鎗が盗難をされておりました、本当に残念なことでありますが、早速補充をさせていただき、非常事態に備えている状況であります。

今現在実施している事項について、ご報告を申し上げたいというふうに思っております。

先ほど来、昨日の3月14日の緊急部課長会を通じまして、町民の皆様方から義援金等々の依頼の電話がたくさん寄せられておる関係上、義援金につきましては、蟹江町の庁舎、体育館、それから分館、福祉センター、保健センター及び図書館の7カ所で、今現在、受け付け箱を設けて受け付けております。町民の皆様には本日15日付で義援金の受け付け窓口について回覧を配布してお願いをいたしております。また、町ホームページにも本日付でアップをさせていただき、周知をさせていただいております。

なお、老人福祉センターにつきましては、これは日本赤十字社ではなくて共同募金会での義援金になりますので、つけ加えてご報告を申し上げたいというふうに思っております。

また、領収書が必要な方には、必ず義援金箱に入れられる前に職員にその旨お知らせいただくべくお願いを申し上げます。

次に、町民からの救援物資でございます。これも数人の方から今申し出をいただいておりますが、現時点では輸送方法等詳細が不明でございます。自宅に保管していただ

くようお願いをし、救援物資として必要なもの、救援方法が決定をされれば改めて連絡をさせていただくべく、その旨を今伝えていただいております。

なお、本町といたしましては、早速愛知県から要請を受けまして、救援物資といたしまして備蓄食料アルファ米4,000食、80万円相当を供出させていただいております。また、昨日、姉妹都市の提携をしていただいておりますマリオン市の関係者、商工会長でありますジョージ・ターメル氏より、蟹江町の皆さんの被害状況についてメールをいただきました。大変ご心配をいただいておりますが、町からも現在の状況等々についてご報告をさせていただきました。

議員各位におかれましては、大変いろいろこれからご面倒かけることになると思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます、以上のように報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤正昇君

皆さんのお手元に、総務民生常任委員会に配付されました議案第18号及び議案第19号の資料が防災建設常任委員に配付してあります。また、議案第10号の議題の中で請求のありました資料は全員に配付してありますので、お願いいたします。

大原議員より、入院の際のお礼がしたい旨の届けがありましたので、これを許可いたします。

○16番 大原龍彦君

あいさつした。

○議長 伊藤正昇君

鈴木総務部次長より、病気治療のため欠席したい旨の届け出がありましたので、許可をいたしました。

ただいまの出席議員は16名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る3月9日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

未曾有の地震災害に遭われた皆さんに心から私からもお見舞いを申し上げたいと思います。あわせて、原子炉のこれ以上の惨状を何とか回避していただきたいということをお祈りをしたいと思います。

それでは、去る9日の代表質問終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告を申し上げます。

最初に、意見書の取り扱いについてでございます。

12月定例会において継続審議となっておりました意見書7件及び12月定例会以降に提出されました意見書4件の取り扱いについて協議を行いました。

最初に、採択することと決しました4件について申し上げます。

1つ、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書、2つ目、愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書、3つ目、安心して子育てできる制度の確立を求める意見書、4つ目、介護保険制度の抜本改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書。

以上4件につきまして、全会派の賛同が得られましたので本定例会で採択することとなりました。

次に、1つ目、保育制度改革に関する意見書、2、障害児・者の福祉・医療制度の緊急改善を求める意見書、3、住宅リフォーム助成制度を求める意見書、4、大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書、5、「子ども・子育て新システム」に反対する意見書、6、特別養護老人ホームの早期の建設促進を愛知県に求める意見書、7、国民健康保険を都道府県単位とする「広域化」に反対する意見書。

以上の7件は、全会派の一致を見ることはできませんでしたので不採択となりました。

次に、2番目でございますが、平成23年第2回（6月）定例会の日程について、これは別添の資料として皆さんに配付されておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

次に、3番目でございますが、臨時会の開催についてでございます。

(1)の議会役員改選に伴う開催についてであります。平成23年5月12日、木曜日、午前9時から予定されましたので、よろしく願いいたします。

次に、(2)の税制改正に伴う臨時会の開催についてであります。

国の動向により、税条例の開催については、専決処分か、あるいは臨時会を開催するのか、これにつきましては議長と相談し決定することになりました。臨時議会の開催となれば、議員各位へは決定次第お知らせする予定でございますので、よろしく願いをいたします。

最後に、3、その他であります。 (1)の愛知県商工会連合会から出ている要望書・陳情書の取り扱いについてであります。

本件につきましては、協議いたしましたところ、町側にも提出されているところから、配付するのみの取り扱いとすることといたしました。

次に、議員互助会総会は、最終日閉会后、協議会室にて開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(7番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから予算審議に入ります。

議題に入ります前に、皆さんにお願いをいたします。質問されるときは、ページ数と科目を言ってからお願いをいたします。発言の許可を求めるときは、挙手をして、議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にお願いをいたします。

○議長 伊藤正昇君

日程第1 議案第29号「平成23年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入、歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

総括的な質問について、3点ほど伺いたいというふうに思います。

まず最初でございますが、本予算の編成に当たって、私は、町長自身がどういう構えで、どういう情勢に照らして、来年度予算を組むに当たってどこに力点を置き、どういう観点で編成すべきかという所信ですね、その所信について、どう思っておられたのか承りたいと思うのでございます。

そこで、リーマンショック以降、とりわけ政治的な点で申し上げますと、まさに自公政権による、地方分権改革による住民の暮らし、あるいは社会保障を大いに切り縮める方向が強められて、所得の格差というのが、つまり貧困が非常に膨大になりました。現状はまさにそこを抜け切れていない。抜けるどころか、一層ひどい状況になっているということを申し上げます。

この時期に、この予算編成をするに当たって、どこに力点を置くべきかという点で言いますと、今、新しく民主党政権にかわって、地方分権改革は、さらに地域主権戦略という形で、それをそのまま引き継ぐというよりも、むしろ積極的に推進する方向になっているわけがありますけれども、したがって、これが進めば、さらに社会保障の切り下げや、あるいは暮らしが追い詰められる方向になるわけでございますけれども、憲法25条に保障された国民の暮らし、あるいは生きていくための最低限のナショナルミニマムを、国と地方自治体でしっかり二人三脚で守っていく方向ですね、こういう方向でとらえて編成に当たるべきではないかというように思うわけですが、その点について、どのようにお考えになって、どこに力点を置かれたのか、施政方針演説では総花的になっておりますので、どこに力点を置くかということがはっきりいたしません。その点について、まず最初に承りたいと思うのでございます。

2つ目でございます。

財政的にいいますと、これは単に民主党政権ばかりではなしに、小泉構造改革の行き過ぎが見直されて、安倍内閣、麻生内閣のころから少しずつ地方交付税などの改善が行われて、民主党政権になってからもさらにそれは継続して改善が行われて、今年度も一定の地方交付税の増が予算には見込まれておるようでございます。

この傾向がどうなっていくかということは、これは心配されるところであります。地方自治にとって、その財源をどこに求めるかという点でいいますと重要な部分でございます。小泉構造改革では、三位一体改革ということで地方交付税をどんどん削られました。そのことによって地方自治体は相当なダメージを財源的に受けました。地域主権戦略ではこれがどうなっていくかということが心配であります。

確かに補助金一括交付金化だとかいうことがあるけれども、いわゆる地域主権戦略、地域主権改革の、去年の6月22日に閣議決定されたわけではありますが、内容を見ますと、やはり小泉構造改革に負けずとも劣らない、つまり地方分権改革ですね、負けずとも劣らない方向が目指されているわけではありますが、菅首相はそれを消費税増税に求めて解決するのか、財源づくりをですね、わかりませんが、いずれにしろそういう方向であります。今後、地方自治体としては、これらの方向に照らして、どう住民の命と暮らしを守る行政を進めていくかということ、地域戦略とのかかわりでお考えを承りたいと思うのであります。

3つ目でございます。

それは税の滞納対策の問題で、単にこれは枝葉の問題になるかと思えますけれども、ただ、個人住民税、固定資産税、あるいは国民健康保険税、介護保険料等特別会計にもわたった問題となりますので、ここで伺っておきたいというふうに思うのでございます。

そこで、町長ご存じかどうか知りませんが、秋田県の湯沢市というところで3人の方がセーフティラインをめぐるって裁判をやっておられました。それは、準要保護世帯の皆さんが、どこのラインが、例えば滞納処分を行う場合に、これ以上はお金があると担税力がある、こういうふうに見定めた市の決定ですね、これは違法であるという判決を下しました。それは生活保護基準の6カ月分、その辺までをセーフティラインと考えるべきと。それ以下のところで預金通帳にお金を持っていて、その通帳を差し押さえたらこれは違法と、こういう判決を下したのであります。

したがって、私は、これから滞納処分を行っていく上で、あるいは差し押さえ処分を行っていく上で、このラインを重視することが大事ではないかと。滞納処分を取り消す場合でも、このラインのところを重視していく必要があるのではないかと思うわけではありますが、この点について承りたいと思うのであります。

以上であります。

○町長 横江淳一君

今、小原議員から3点にわたってご質問をいただきました。

まず、1点目、どのような観点で予算を組んだかということであります。

代表質問のときにもいろいろご質問をいただきました。今回、大変厳しい財政状況だというのは、これは主語になってしまいまして、今年度だけがその言葉を使っているわけじゃありません。ここ数年来、町長に就任させていただいて以来、ずっとこの言葉を使わせていただいておりますが、これが便利のように使っているだけではなくて、本当に厳しい財政状況が国も続いているわけであります。

ご存じのように、国自身が破綻の一步手前にいっているんじゃないかという経済学者もおられるわけでありますけれども、我が町といたしましては、歳入歳出を見ていただければわかりますけれども、町税にいたしましては、去年の固定資産税から比べますとそんなに特別急激に下がっているわけではありません。いつも小原議員おっしゃるとおり、町税についてはある程度の、右肩上がりとは言いませんが、ある程度の収入は確保できるのではないかと。たばこ税だとかいろんなことの問題、入湯税だとかという問題はご指摘はいただくかも知れませんが、そういう状況は言えるのではないのかなと。

ただ、一番問題なのは、皆様方からご指摘をいただいております、これまで何十年として蟹江町が積み重ねてまいりましたというのか、負ってまいりました、いわゆる起債でありますね。これをどのような状況で返していくか、これから償還していくかということ視野に入れながらいろんな状況をくんでいかなければいけないですけれども、ご存じのように、顕著な伸びを示している、これは歳出になってしまいますけれども、顕著な伸びを示しているのはやはり扶助費であります。民生費、社会保障の点がやはり大変顕著な伸びを示しております。当然これは少子化、高齢化、それから、生産人口が減る状況になってくれば、これからどんどん拍車をかけてこの状況が増してくる。こんなことが明々白々であります。

そんな状況の中で、この平成23年度、特に力を入れて予算を組ませていただいたのは、やはり子育ての問題であります。それと、たまたま先ほど来、未曾有の大被害が、大地震がございました。いつあるかわからないような震災の備えを、そういう意味で耐震には十分予算を組ませていただくつもりで昨年度、一昨年度やらせていただきました。本当に今現在、公共施設の耐震がある程度めどがつきまして、よかったなというふうに安堵しておりますが、最後の南保育所が実は大きなものとして残っておるわけでありまして、その部分の予算も実は今回一番大きな予算の中に入っているわけでありまして。これもすべて子育てに力を入れたいなど。それと、3人乗り自転車のこともそうでありますし、特にそちらのほうに力を入れさせていただきました。

あと、高齢者の問題については、これはなかなか数字にあらわれてこない部分もありますが、今後、いろんな施策の中で、補正予算も含めて、これからお示しをさせていただきたいなど。とりあえずは4億ちょっとぐらいのアップになっておりますが、これはすべて耐震の

新たな中央公民館のつり棚、ブドウ棚の落下防止のための、これもすべて耐震のための施策であります。それから、保育所もそうでありますし、すべて耐震に関することが中心であるかと思えます。

また、足りないことがありましたらご質問いただければありがたいと思います。

それから、財政的に地域戦略はあるのか、これも1問目とダブるわけでありすけれども、国の施策、特に子ども手当の問題がはっきりいたしません。特に、一括交付金の流れもまだまだはっきりいたしません。ただ、財政力指数がいいからどうか、悪いからどうかということではなくて、歳入が当然少なく見込まれるわけでありすので、ことしは去年と比べますと普通交付税が余分に国のほうからいただけるわけでありすけれども、それに甘んじているわけではございません。

ただ、この先、交付税のあり方がどうなるかというのがまだまだ不透明でありますので、我々といたしましては、今回、余りに起債をふやすことなく、ただ、財政調整基金二けたまで何とか乗せ、当初予算で3億円の取り崩しをしておりますけれども、あくまでも今まで積み重ねてまいりました財政調整基金をうまく運用して、そして起債、我々、流動資産と私は言っておりますが、流動的な資産も十分活用しながら、これから財政運営をやってまいりたいなど。その中で一番大きなポイントを占めるのは、国の子ども手当がこれからどうなるかということでありす。これもしっかりと国の考え方を見定めたいなというふうに思っております。

3つ目でありすけれども、秋田県の湯沢市のことにつきましては、大変申しわけございません、まだわかっているわけではありませんのでコメントは避けたいなというふうに思っておりますが、特に滞納対策につきましては、大変議員の皆様方にはここ数年来ご心痛をおかけいたしました。遅きに失した感はありますが、やっとここへ来て、職員が一丸となって、滞納対策特別委員会の皆様方にもご心痛をかけ、非常事態宣言を出させていただき、今現在、現年度、過年度を含めまして2%に近く徴収が進んでいるわけでありす。

皆様方の貴重な税金を無駄にすることなく行っているわけでありすますが、そこで、ご指摘をいただいた滞納でございます。このことにつきましては、当然、所得のない方、それから低所得者、ワーキングプアの方も含めてでありますけれども、先ほど言いました6カ月以上という方もございますが、特にそれぞれの事情が多分違うわけでありす。

私も滞納をしてみえる方からの相談を、ここ数カ月前から大変多い相談を個人的に受ける場合が実はございます。町長室で相談を受けた場合もあります。そのことにつきましては、きちっとそれぞれに対応させていただいております。先ほど来言いましたように、決してむちゃな徴収をしているわけではありません。ただ、状況をはっきり把握しなければいけないのと、これはあくまでも個人情報でありますので、私が聞ける範囲にも限界があります。徴収担当者としては、そこは慎重に、かつ正確に物事を進めていかなければいけません、根

本は、生活困窮者の皆様方が、例えばライフライン、水、食料すべて断たれて、知らないうちに部屋の中でお亡くなりになったとかと、そういうことだけは絶対避けなければなりません。そういう状況をしっかりと把握して、滞納者の中には連絡のとれない方もたくさんありますので、そのことも視野に入れながら、きちっと滞納対策をとっているつもりであります。

ただ、この湯沢市のことにつきましては、大変申しわけございません、ちょっと承知をいたしておきませんので、また詳しいことがわかりましたら教えていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

最初の問題ですけれども、私は、つまり今日における地方自治体というのは、国の示すナショナルミニマムに基づいて、住民の皆さんの暮らし、福祉を大いに守る努力をすると同時に、上乘せも考えて、さらに充実させていくという使命を持っているというふうに思うんです。

しかし国の流れは、そういう憲法25条の条項があるんですけれども、例えば、この主権戦略の3つの問題点を指摘させていただきますと、1つは、憲法と地方自治法の精神、これを軽視する立場です。そして、社会保障の最低基準に対する国の保障責任を解体していこうという文言があるんですよね。あからさまに解体していくというふうにはうたっていませんよ。しかし、そういう方向に向けて努力をするんだということがうたわれておるんです。2つ目には、道州制を視野に入れた自治体のさらなる広域化を進めて、私どもから言わせると、大企業、多国籍企業などが活動しやすい条件づくり、住民の意見がなかなか反映しにくい広域行政、これにしていくということです。3つ目は、憲法と地方自治法に基づく自治体の、これは第72条ですかね、自治体の二元代表制ですね。これを事実上否定して、地方議会の形骸化と住民自治の縮小あるいは後退を図って、行政が広域的な行政というふうにしなごう思うように進めていけるという、こういう社会をつくり上げていくという方向が描かれています。これが昨年の6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱です。

ですから、それを見ながら、じゃ、地方自治体として歩んでいくべき道を探求していく必要があるんじゃないかな。我々、二元代表制とのかかわりで申し上げますと、議会の側もそれを見定めながら、当局のあり方を追及したり、あるいは点検したり、一定の意見も申し上げて、名古屋市のように、あんなようになるのではなくて、いわゆる議会に対する不信が極度になったというふうに思うわけでありましてけれども、我々は積極的に努力しなければいけません。それは単に定数を削減しただけでそうなるわけではない。定数削減はあくまでも構造改革の一環であって、議会の弱めるものと私は思います。

そういう意味で、我々議会も、こういう時代にどう対応できる、住民の皆さんに責任を負う議会議員になれるかどうか、議会にしていけるかどうか、当局と積極的にこの問題での論

戦をしていくべきだと思うのであります。

その意味で承るわけでありませぬけれども、例えば、地域委員会も戦略大綱にうたわれておるわけでありませぬ。名古屋市では地域委員会をつくる云々と言っておりますけれども、私は、「大阪維新の会」や、あるいは「減税日本」は、この戦略の先兵の役割を果たす。こういう状況になっているのではないかと思うわけでありませぬけれども、この点について、この辺のところを私は伺っておるわけでありませぬ。

あと、3点目でありませぬけれども、これは今の時期に貧困層がしっかりふえて、貧富の格差が大幅になった。こういう現実がある社会、その中で地方自治体は何をなすべきかという点のところを特に絞って承りたいわけでありませぬ。

その点で、低所得層の今日における暮らしの実態をよく分析して、それに対する援助を自治体として考えるべきではないか。その意味で、今、1つの例として秋田県の湯沢市の裁判結果について申し上げておるわけでありませぬけれども、後で歳入のところではこれは税務課長に伺いたいと思うんですけれども、今、いわゆる滞納処分の停止などの結論は、蟹江町は余りやっていないようですけれども、こういう状況を見ながら滞納処分の決定をやって、いわゆる税金をなかなか納められない、現実に、後でも詳しく申し上げますけれども、納めたくても納められない状況になっていることがあるわけでありませぬから、そこにどういう対策を打っていくかということは、これは研究する必要があると思うんです。その意味で伺っておるわけでありませぬ。

○町長 横江淳一君

まず、1点目の国のナショナルミニマム、このことについては余り触れるのはちょっと避けませぬが、いわゆる明治維新以降、中央集権から地方分権、そして地域主権の流れの中で、国の社会保障制度云々のことも言われましたが、私が思いますのには、先ほど来、冒頭にお話しをしました大震災、大被害が起きたときに、地方自治体として全く機能していない状況、地方自治体が瞬時にしてなくなってしまうところもあるから、これは話は別といたしまして、合併をして効率を図ったと言っているところが、いざああいう災害になったときに地域のことが全く把握ができない。そういう状況に今陥っているのも事実でありませぬ。本当にこれがいわゆる地方分権、地域主権、それから合併の効果なんだろうかなど。これをやっぱり問われる方が相当これから出てくるのではないのかな、これを思います。

やっぱり自助、共助、公助、これが盛んに今、活字が飛んでおります。やはり自分のことは自分でやらなければ、これは地方公共団体の責任放棄という意味じゃありません。ああいう状況になった場合、ああいう場合じゃない場合でも、まず自分たちの立ち位置はしっかり自分たちは守るんだぞと、それをした上での地域主権、地域分権ならいいんですが、一番怖いのは本当に名ばかりの道州制、例えば、先ほど言いました道州制の問題、2番の問題にもかかってきますけれども、になりますとですね、責任放棄になってしまつて、だれが地域を

守るんだという状況になってしまいます。それが私は怖いなというふうに思います。

今回、当然これは激甚災害に指定をされましたので、国の内外、国だけじゃなくて世界各国から今支援が入るわけでありますが、今度、じゃ、地域の方は今一生懸命復興に向かってもう立ち上がっているわけでありますね。そして、地域の状況を一番よく知るのはやはり地域の皆さんなんです。これをやっぱりしっかりと見据えた上での地域主権をやっていただくのならいんですが、地域主権をやりましたよ、じゃ皆さんにお任せしました。あとはよろしくねということならば、全くこれは国の責任が放棄をされただけで、全く機能しないという状況になってしまう。これは非常に危険ではないのかなということを私自身は思いました。

そういう意味で、先ほど言いましたように地域委員会がどうだということ、これは大きな220万の政令指定都市でしたら地域委員会の必要性はこれから問われると思いますが、小さな自治体、我々のような小さな自治体は、すべてもうここ団体、町内会でいろんな今お話し合いはされていると思いますし、新たにまた地域委員会をつくるというのは、これは余りそぐわないのかなという気が今時点ではいたします。

ただ、選挙に選ばれた議員さんと別の方をまた選ぶというのも、これはこの小さな自治体ではそぐわないというふうに思っております。名古屋市のやり方がすべてほかの自治体に合致するとは私自身は思っておりませんので、やはり地域は地域に合った、地域に根差したこれから地域主権をやっていくべきじゃないのかな。そういう意味でいけば、自治体の大きさというのは自然と限られてくる。その限られてくる自治体の中で、それぞれが力を合わせて一つの考え方をこれから示していくというのが、これからの地域主権の考え方であるというふうに思います。

地方公共団体のあり方というのはさまざまだと思います。「平成維新の会」だとか、それから「減税日本」の皆様方、特に名古屋は新たに28人の議席を得られた議員さんがこれからどういう活躍をするかというのは大変私たちも注視をするわけでありますけれども、やはり主権は住民、地域の皆さんにあるわけであります。先ほど来言いましたように、二元代表制の中で、我々蟹江町は決して、先ほど小原議員が言われたように、議員の数を削減するということがすべてだと私自身も思っておりません。このまま、もっとより議員さんの皆さんと我々理事者側とがしっかり話し合いをしながら、お互いの議決権、それから執行権をお互いに主張し合いながら一つのいい方向に向かっていく、そこに住民の力が入ってくれば鬼に金棒であります。そういう地域をこれからもどんどん目指していきたいな、こんなことを思っております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

私の代表質問の答弁の中で「新しい公共」なんていう言葉が使われたですね。この新しい公共という語句も、固有名詞も、いわばこれは地域主権戦略の中の文言でございます。何を

これは目指すかという、住民の皆さんが自分の責任で自主的に行政に参加をしていく方向を目指す。きれいに見えるわけですがけれども、そうした中で、国は防衛・外交、そういう国の責任というふうにして、あとは地域主権という形で地方におろして、財源どうするかはつきりしていませんけれども、しっかり地方自治体は仕事がふえるわけでありましてけれども、住民の皆さんが自主的に積極的に自治体の仕事に参加をする。そういう社会づくり、こういうふううたわれているわけでありましてよ。

だから、そうなっていけば、国の仕事を、25条についてはどこかへ飛んでいってしまっているわけでありましてけれども、だんだんと下におろして住民の皆さんのほうへ転嫁をしていく方向になっているわけでありましてけれども、これがすべてそれ、例えば住民の皆さんが全く行政とかかわらないということではなくて、積極的に行政にかかわっていくことについてはいいと思うんですけれども、それはあくまで住民の皆さんとの合意の上で進めていくことだというふうに思うんです。制度としてそうしていくということについては非常に疑問に思うわけで、そういうところをこれから私は、今、単にこうせいあせいということじゃなくて、当局とこれからの自治体のあり方を、議会も積極的に学んで、あるいは追及し研究し論議を行っていく方向であるべきだと、これからはですね。場合によっては、逆に町長さんから議会の側に質問を投げかけられてもいいと。こういう論戦を展開していく方向が求められていると私は思うのでありましてけれども、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

小原議員まさしくおっしゃるとおりでありまして、私がたまたま「新しい公共」と使ったのは、別に地域主権戦略で使われていたものを使ったわけではなくて、「これからの公共」と言ってもいいと思っております。

国は防衛・外交をやって、あとはすべて地域におろす。先ほど言いましたように、責任放棄ともとられるような行動を軽々にすることは、これは避けるべきだというふうに思います。まさに今回、今、災害だとか未曾有の大災害、これはもう国でしかできないわけがあります。小さな地方公共団体が一瞬のうちに今もうなくなってしまっているわけでありまして。そういうときのサポート体制として、どう国がこれからやっていくかというのは重要課題でありますので、まさにおっしゃるとおりであります。

私もいつも提案をさせていただいておりますのは、「新しい公共」という、私は「これからの公共」という言葉を使わせていただきますが、協働まちづくりモデル事業というのを絵にかいたもちに終わらせることなく、我々といたしましては、議員の皆様方にもお願いをしたいのは、議会の基本条例等々もつくることもたくさんございます。議会人としてこれから地域に何ができるんだということを、議員の皆様方はもう当然お考えいただいているというふうに思っております。我々地方自治体に勤める公務員も当然であります。地域に飛び出せ、積極的に飛び出せ公務員というのも打ち出したのもその意味であります。地域の皆様方

に責任を押しつけることはいたしません。しかしながら、皆さんで「これからの公共」をつくり出していくということがこれからは必要であるのかな。そこの中に国がどういう形でサポートができるか、これが本当の地域主権だというふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入については、10ページから31ページまで一括質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

最初に税、個人住民税、固定資産税にかかわって伺うわけではありますが、先ほど申し上げましたように、国民健康保険税や介護保険料もあるわけではありますが、つまり、税を納められない、払いたくても払えないような層ですね、これが本当にふえてしまっているんですよ。これは具体的に数字を示すといいと思うんですけども、特に国民健康保険税の場合で言うと、これはこことはかわりがないから後で国民健康保険税で突っ込んで伺いますけれども、つまり、所得、年収200万円くらいな、ご夫婦ないしは親子3人暮らしのところでも年収200万円前後のところが続出しているんですよ。こういうところでも所得税も住民税もかかってきておる状況が生まれています。国民健康保険税は、ましてやであります。

そういう意味で、今日、税対策については、特に税を払えない皆さんについて一定の深い論議が必要ではないかと、一定の基準を見直していく必要があるのではないかと、こういうふうに思うわけでもありますけれども、これいかがでしょうか。

○総務部長 加藤恒弘君

今、滞納の関係のお話だと思います。

おっしゃいますように、一定の基準の見直しということで、さきの協議会のほうでお答えさせていただいております不納欠損のときにもお話をさせていただきました。欠損基準の体系的な見直しをさせていただき、その中でということはおもひのほうも考えております。

そのときにもお話ししましたように、即時欠損というような形、それに見合うような基準を今後また考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○7番 小原喜一郎君

例えば、生活保護世帯で見ますと、1人だと蟹江町では10万2,000円くらいですよ。年間で言うと120万ちょっと。2人暮らしになると十五、六万円というところになりますかね。年間で180万円から190万円くらい、年収がですね。親子3人暮らしだと200万円を超えるんです。

ですから、生活保護を受けずにその年収だけで暮らしていらっしゃる家庭の皆さんは税金

を払います。医療費も払います。生活保護世帯は税金無税です。医療費も無料ですよ。ここに暮らしのギャップがあるんですよ。生活保護を受けていない皆さん、一生懸命頑張って働いている皆さんが実際には担税力が非常にない状況になっている。しかし、無慈悲にもそこへどんどん税金がかけられる。たまる。滞納整理だ滞納処分だ、それ差し押さえだということになる。こういう実態を直視して検討する必要があるじゃないかということをお願いしたいんです。いかがなものでしょうか。

○税務課長 服部康彦君

今、200万円前後の方が大変ふえてきているということでございます。確かに200万円から700万円の世帯については1,000人ほどふえておるような状況でございます。

私どもとしましては、滞納整理におきましては、当然、滞納者の方と対面をさせていただいて相談をさせていただくというのが最優先ではございますけれども、そうでない、全く対応、うちのほうにお見えにならない方もあるということです。その方については文書をお出しして、何とか私どものほうに相談も含めておいでをいただいてやっていただくんですが、その段階で実際に生活がどうかということになると、私どものほうとしては財産の調査をさせていただいております。これについては、預貯金も含めまして、給与の収入だとかそういったものすべてを含めて、この方については担税力があるという判断をすれば、当然差し押さえということをさせていただきます。

担税力あるなしについては、私どもの判断と議員のお考えとは若干違うかと思っておりますけれども、私どものほうとしては、その担税力がある方について差し押さえをさせていただいているというのが実態でございますので、よろしくお願いたします。

○7番 小原喜一郎君

それでは、具体的に伺いますけれども、今、担税力があるなしという問題の判断、どこに置いているかということです。

湯沢市の、つまりこれは秋田県の地方裁判所ですけども、判決を下したのは、生活保護者の6カ月分以下は担税力がなしと見るべきだと。湯沢市はそれ以下で、つまり預貯金が、例えば蟹江町で言えば6万ちょっとですから約40万円弱ですね。この40万円弱の預貯金を持っておっても湯沢市の場合は担税力ありとして差し押さえ処分、預貯金の、行ったということです。こういうことに対する違法の判決を下したわけです。蟹江町は、じゃ具体的に預貯金幾らだと担税力あるとみなしているんですか。

しかも、一定の滞納処分して3年、もう何遍か繰り返し前から言っていますように、3年過ぎれば税の納税義務は消えるという問題がありますね。蟹江町はそれを2年さらに延ばしておるようですけども、消える建前があるんです。だから消してもいいわけなんですけれども、そういう手続をとらずに、さらに徴税攻勢をかけるということですね。ここに行政の実態があるのではないかと私は思うんです。ここいらを、こういう現状に照らして改善する

必要があるんじゃないかという提起をしているわけですがけれども、蟹江町の場合はどのくらいで担税力ありと、預貯金の場合ですね、見ているんですか。

○税務課長 服部康彦君

今、担税力のお話が出ました。こちらのほうについては、実は預貯金の額と言われまして、うちのほうとしてははっきりとした金額を持っておりません。

その中で、一番担税力と言われるのは給与の収入、そういったもの、流動的に動いている口座がございます。それについては給与の収入額に応じてそれぞれ生活の判断をさせていただいております。

例えば毎月20万円おもらいの方の中には、20万円丸々使ってしまう方もお見えになります。これは入った時点ですぐ抜かれるという方がほとんどですので、この方についてはどういった形で預金を使ってみえるかというのは私ども判断もつきませんので、できるだけ早い時期にその預貯金については差し押さえをさせていただくようなことを行いますけれども、その上で、実際に全く動いていない口座がございます。これは各銀行等調べまして、それについては全く余分なものであるというものについて、うちのほうとしては動いていない口座については差し押さえをさせていただくということで、担税力の金額の範囲というのは、実際には、はっきり言って私どもは持っておりません。

一番問題になるのは、生活保護世帯の基準が議員おっしゃられるようにあります。それに私どもは、給与の差し押さえでもそうでございますけれども、幾らあれば生活できるかという基準があります。それに基づいて計算をして、この方については、この金額については大丈夫だというものについては給与の差し押さえもさせていただいておりますので、そういう形で私どもの判断をさせていただいているというのが実態でございます。

(発言する声あり)

預貯金の担税力、金額の基準というのは私どもは持っておりません。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、生涯学習課長、給食センター所長の退席を求めます。

大変勝手でございますが、早朝より体調がすぐれませんので、ここで副議長と交代をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

暫時休憩といたします。

(午前 9時58分)

○副議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時59分)

○副議長 高阪康彦君

議長が早退しましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長にかわって職務を行いますので、よろしくお願いをいたします。

歳出は款別ごとに質疑を受けますが、1人3回までとします。

質問は、ページ数と科目を言ってからお願いをいたします。

1款議会費、32ページから35ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、36ページから73ページまでの質疑を受けます。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川でございます。

55ページの防犯対策費についてであります。予算では1,800万円の予算が新年度ついております。毎年これ同じような大体金額の振り方をされておるわけですが、ここ二、三年、町内でもいろいろな大きな事件が起きております。海門で起きた事件、そしてまた、学戸の七丁目でしたか、女性の方が襲われた事件、まだ未解決事件がいっぱいあるわけですが、何かこの防犯に対する新年度予算に対して、新しい試みといいますか、そういうものが入っておるのか。入っておればお聞かせを願いたいと思います。

そしてまた、57ページの3人乗り電動自転車、これは町長の肝入りのものですが、280万円という予算がついております。たしかこれ10台でしたか、10台ぐらいの購入予定、20台ですか。20台の購入。

例えば20台購入したと、そして5台か10台ぐらいしか借りる人がいなかった。10台余ってしまったら、ずっとそれを置いておくのか、購入してしまって置いておくのか。また、逆に30台も40台も必要なときには、くじで外れた方はなしにするのか。その辺の対応の仕方ですね、どうされるのか。

この2点について、まずお伺いをいたします。

○総務課長 江上文啓君

まず、私のほうから防犯対策事業についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、予算的には昨年度と比較いたしましても160万円、170万円ほどの増額ということで、わずかではあるかと思いますが、予算を伴わない事業といたしまして、実はこの2月から私ども総務課の防犯担当と蟹江警察署の生活安全課の方と、あと、町内にございます防犯団体、現在23団体あるんですけれども、そちらの方と定期的に毎月1回会合を開きまして、現在の状況だとかこれからの取り組み等について打ち合わせをしているのが現状でございます。

ちなみに、きょう15日におきましても、そういった会合を開催する予定をしておりますので、これが新たな試みだと考えております。

以上です。

○総務部長 加藤恒弘君

3人乗りの電動自転車の関係で私のほうから答弁をさせていただきます。

20台ということで、この数に制限があるのではないかと、多かったとき、少なかったときのお話でございますが、他の市町村を見ておきますと、大体規模的に私どもぐらいの規模ですと20台というのが平均的といいますか、それぐらいではないだろうか。私どもの考え方では、これは基本的には足りないぐらいではないかというふうに考えて今回出させていただきます。

それで、今後どうするんだというお話、足りない場合はどうするんだということでございますが、当然、まず抽せんをさせていただくというのは原則でございます。それで、ご要望が本当にそれ以上にたくさんあった場合につきましては、今後さらにもう一度検討させていただいてというようなところでございます。今回は初めての試みということでございますので、そのように考えております。

よろしく願いいたします。

○9番 黒川勝好君

防犯対策の先ほどのお話でしたけれども、本当に犯罪が多いんですね。テレビなんかでも見ておられますと必ず出てくるのが、最近、防犯カメラというものが非常に役に立っておるということを聞いております。

町内にあちらこちら防犯カメラを置くのも、私、何かとは思っておりますけれども、町といたしましても、ある程度今そういうことを考えてなければいかに時代になってきておるのではないかとこのように思うわけですが、今後そういう予定と申しますか考え方があるのか。

それから、今、3人乗りの自転車のお話が出ました。足りなければまたふやすとか、そういうお話ですけども、これ、よその自治体なんかに行きますと補助金ですよ、上限4万円ぐらいですか。これは大体1台が13万円ぐらいと聞いております。まけてもらうというか、あれして大体10万円前後で買えるようなことを私は聞いております。補助として3万円、4万円ぐらいは出して、そういう形でやったほうが、どっちにしたってこれは税金で買うものであります。もし足りなくなると、くじで外れた場合、じゃ自分で、その人たちはただで乗れて、自分は10万円出して買わなければいかにのかという問題も出てくるわけですよ。そういうことを考えますと、やはり補助金という形のほうが私はベターなような気がするんですけども、その辺の考え方はないのか。

2点お願いをいたします。

○総務課長 江上文啓君

まず、防犯カメラの今後についてどう考えておるかというご質問だと思います。

防犯カメラにつきましては、今、確かに議員がおっしゃるように、ちまたでたくさん設置されております。ただ、防犯カメラには1つ問題点というか、プライバシー保護という問題

もでございます。それと、もう1点、犯罪抑止という、相反するというか、プライバシーの保護と犯罪抑止という、この2点をうまくバランスをとりながら考えていく必要があると思っておりますので、今後、防犯カメラについて前向きには考えたいと思っておりますが、今すぐに設置できるかどうかというのは明言は避けさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

黒川議員の質問に、別に自転車屋だから答えるわけじゃありませんので。ちょっとお答えをしたいと思います。

よくご存じで、大体13万円ぐらい。実を言いますと自転車協会のほうで、これは今始まったわけじゃありませんが、ここ数年来、自転車のマナー、ルールが非常に乱れておりまして、自転車というのは軽車両であります。交通法にのっとって運行しなければなりません。夜間のライトを点灯しなければなりませんし、2人乗りも原則禁止であります。そういう状況なんですけど、社会通念上、2人乗りをしてみえる方もあるわけでありましてけれども、実際、歩道をむやみに横切ったり、いろいろ交通マナーも非常に今低下しているということで、警察のほうからも相前から安全協会を通じて県の自転車協会のほうに依頼がございました。

ただ、非常に3人乗りの自転車というのは法令上無理があったわけでありまして、ここ一、二年前に認可が通った自転車ができるようになりました。ただし、大変高価であります。それと、電動機がついていない自転車も実はあります。ありますが、全国的に見て大変重量が重くなります。3人乗りといいますと、自分が体重平均50キロ、それから、前に3歳以前の方が10キロ前後、後ろが十二、三キロといいますと、70キロから75キロを乗せて、しかも荷物を載せると80キロ近い、80キロにはなりませんけど、平均70キロから75キロだそうです。

そうすると、高価な自転車を買っても結局は乗らない状況になってしまっているということが全国的に統計であるわけでありまして。そんな中で、3輪電動自転車がメーカーから出されて、これが非常にいいということで広がったわけでありましてけれども、各自治体、昨年度の調査を私自身もしましたが、非常に3輪電動自転車はいい、継続的に使えるということになりました。ただし、非常に高価であるということで、なかなか普及が進まない。

それと、使用期間が非常に短うございます。せいさか1年から1年半、その間これを購入するというのは非常に高いということで、一度地方自治体でレンタルをしたらどうだということで、まず、地方自治体の規模からいきますと15台から20台、20台ちょっとぐらいがいいんじゃないかということで、今回、予算編成をさせていただいたというのが事実であります。

今、これは皆様の貴重な税金、補助金であります。でありますので、やはりきちっとした見積もりをとって、安いところできちっと厳正にやるのも当たり前でありますし、ただ、補助金制度を使って新たに購入するということも実は考えましたが、やはり高価であるということで、買い控えがどこでもあるということがありまして、この方法が一番よかろうという

ことで、とりあえずテスト的に1年間やらせていただくというのが現実でありますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

(発言する声あり)

補助金も考えましたが、補助金でやるという考え方は今持っておりません。ただ、1年間やって、例えばこれが殺到した場合、補助金出してでもやるというような状況になれば、これはまたその時点で考えなければいけないことがあるかも知れません。今現在ではその考えはしばらく持っておりません。

よろしく申し上げます。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

3点ほどお伺いしますので、お願いします。

最初は51ページなんですけど、上段のほうですけども、説明のところのホームページの作成委託料ということなんですけど、この金額が予算的に前年度に比べて飛躍的に大きくなっておりまして、500万円台というふうになっておりますけれども、このホームページの予算の拡大の中身について、どのようなものかをお伺いしたいと思います。

それから、次のページ、53ページですけども、中学生の海外の派遣ということで数年間継続して行ってきておりますが、少し角度の違う質問になるかもしれませんが、ドルと円との関係におきまして、非常にドルというものも変化するわけですが、今ずっと81円とか82円で、すごく安い状態にいるわけですが、500万円ぐらいのことですのでね、日本円にして、そう大した変化ではないかもしれませんが、町としてはこの安いときにドルを、ドル預金しておくというのはちょっとおかしいんですが、ドルを買うとか、何かそういうようなことで対応するのか、そのときそのときで、行ったときにそのときのレートでやるんだという考えなのか、ちょっと細かい話ですけども、ドルと円との関係において少し説明をいただきたいと思います。

それから、同じページの交付金が、国際交流団体交付金というところなんですけれども、この国際交流団体交付金というのが例年に比べて10万円ほどアップをいたしております。この理由と背景について、すべての補助金や交付金をカットするという方向の中で、この10万円アップということになっておりますので、その理由についてのご説明をお願いしたいと思います。

○総務部長 加藤恒弘君

まず第1点、ホームページの件でございますが、これは完全リニューアルをするということで、今、コンテンツという、私もちょっと詳しいことはあれなんですけど、内容的にいろんな検索がしにくいといいますか、ほかの市町村や、今の多いといいますか主流になっている組み立て方と違うというようなこともありまして、これを全面的にリニューアルするという

ことで400万円ほどの額が出ております。その中に続きまして、特色として実はリアルタイムで各課からホームページのほうへ変更ができるような、そういう内容も含めてということでございますので、今回につきましては大きな変更ということでこの金額を上げさせていただいております。

それから、ドル買いのお話ですが、手配のほうでできる限り、今、安いときにできる手配はしようというようなことで、少しそういう条件をつけながらやっているということはございますが、ドルそのものを買ってというところまでは、まだそういう……

(発言する声あり)

ええ、海外の部分もですね、今お話したように、できるものについては、予約的な形でやれるものについては調整をしておるわけですが、ただ、実際には行くときに我々のほうがきちっと計画を立てて、そのときにということでやっております。これはちょっと我々の、担当のほうはもっとしっかりしているんですが、私の段階ではそういったことまでの手続はちょっと難しいのではないかというふうに考えております。

それから、国際交流が10万円ほどふえておるというところでございます。

今回は確かに10万円、補助金といいますか、実は委託金でございまして、ホームステイをお願いする場合に必要な経費ということで算出させていただいて、そのホームステイの部分を国際交流の友の会のほうにお願いをして、町と一体になって……

(発言する声あり)

はい。受け入れ側をお願いしようということで考えております。これが10万円上がっておる理由でございますので、よろしく願いをいたします。

○8番 中村英子君

ホームページについてですけれども、確かにいろんな自治体のホームページを比べてみますと、少し利用しにくいのかなというところもありますし、それぞれだと思んですが、ただ、蟹江町の従来の説明ですと、職員の手づくりというのはちょっと大げさですけれども、ここにお金をかけずにやれるだけのノウハウとか力があるというような説明だったんじゃないかと、過去においてですよ。

ということは、幾らでも委託して、幾らでもお金を出せばいいものはできるというのは当然で、ただ、そのことを避けながら町として対応するというような考え方が示されていたような気がするんですね。間違えておったら申しわけないんですけれども。完全にここで全リニューアルして、しかも500万円ということで、今も申し上げましたように、金を出せば出すほどいいものはできるというようなことなんですよ。ですから、考え方の切りかえなのか、どういうことでこの500万円というほどに膨れ上がってきたのかなということのご説明をいただきたいと思うんです。

従来のことは、お金はかけなかったけれども、ちょっといかんかったと、金かければいい

ものになるので、やっぱり金かけようということに変わってきたのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

それから、国際交流団体へのあれですが、そうしますと、本年度、受け入れもしたいというようなことで、マリオン市との関係において、こちらもホームステイでお願いする、向こうからもできたらということ、それが本当の交流という形だと思うんですけども。そこで、この23年度ですね、具体的にもう既に何人か受け入れるというようなことの話になっていて、なっているのかどうかわかりませんが、その対象人数とか時期だとか、そういうことも全然わからないので、そういうことを前提としているので、その団体に対して、過去は20万円だったけれども30万円の補助金でご協力をいただこうと。

それで、ホームステイで受けるところは各家庭のご負担になると思うんですけども、そう長期ではないと思いますけれどもね。その辺のところを少しご説明をお願いしたいと思います。

○総務部長 加藤恒弘君

ホームページの考え方というところでございますが、先ほど申し上げましたように、初期費用で四百何十万という金額がかかります。今お願いしておる委託料が100万円弱の関係でございまして、今後もこの中にCMSという、おっしゃるようにリアルタイムで情報が出る、各担当から出せるというようなシステムにしますので、そちらのほうで少し金額が上がってまいります、毎年の金額では130万円ほどでございます。これは多少とは言いませんが、少しかかりますが、そのようにして充実したほうがよいのではないかというような話、考え方でございます。

それから、ホームステイにつきましては、実は既に昨年私どものほうからイリノイのほうへ行かせていただいたときに、ある程度打ち合わせと申しますかお話ができてまいりました。ただ、今ここに立って、実は私どものほうではこの6月から7月、学校の関係もありましたので、そういったところを具体的に考えて折衝しておりましたが、少しアメリカのほうでも、向こうのほうでも事情がございまして、選挙が実はあるというようなこともありまして、その委員会の設立、それから具体的な内容の決定というところが少しおくれるというようなこともございます。

最近、そのことで相手側のほうからも少し時間的な余裕をとというようなことで、今、その折衝と申しますか打ち合わせをしておる段階でございます。基本的には、そういった計画をもってこの予算のほうは上げさせていただいたということでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

総務課というところで、37ページのところで、1つは産業医40万8,000円というふうに予

算計上がしてございますけれども、まず1点は、産業医とは何ぞやと。どういう担当者はとらえ方をされておるか。

私が知っている範囲では、かたいこと言えば、労働者の健康管理に当たる医師というのが、直訳といいますか、こういうことですが、労働安全衛生上、一定規模以上の事業所に選任する義務がございますよと。このようなことで定義づけされておるわけですが、産業医というのは、ある面では、お医者さんはなりたくないな、あるいは選任については非常に該当者が絞られてきている。こういうことの両面があるわけです。

具体的には、昨今、メンタルヘルスについての造詣の深いお医者さん、あるいは安全衛生委員会等は行政側にもありますけれども、この40万円というのは、年間40万8,000円というのは本当に微々たるもので、先生よくお引き受けになられるなど。ひいて言えば、後でもう1点の残業にも係るわけですが、そういうのがややもすると全くないがしろにされてはいないだろうか。

職員に関する健康管理、やる場合は非常に奥が深いわけですね。例えば、昨今、インフルエンザだとかそういった面での対応、あるいは計画対応ですね、こういうものも産業医に意見具申というか、お聞きしたりという面もございます。

それから、労働安全衛生委員会というのは、俗に言う、一般で言えば経営者と組合側とがどうするというのははっきり明記してありますし、月に何回やっておられるかな。嘱託医のお金から見ると、失礼ですが、ほとんど開催されておられないような感じを受けますし、また、以前、私、一般質問で申し上げました。コンピューターの時代で、コンピューターなくして仕事できないと、こういう時代なんですけれども、それによって、目がちかちか、肩が凝る、内臓、胃を初め内臓がいうこと、これはまさしく産業医の分野なんですね。ですから、コンピューターの位置から照度を測定するとか、こういうこともございますし、そういうことも担当者は全くはっきり言って無知、知らないということかもわかりません。

そういうことですから、残業なしデーというのは以前からありますけれども、はっきり言って形骸化していないかな。というのは、平成21年度時間外集計、こういうふうにご覧いただきました。これでですね、例えば、政策推進室、総務課、企画情報あたりからピックアップしますと、1人当たりの時間数が343時間、これは政策推進室、総務課が321時間、それから280時間、これは税務課ですね。その中でも60時間を超える人数が一番多いのが24として税務課なんです。これ、この間、私、質問したときにテレビ見てみえた人が「山田さん、あんたが言うとおりのわな」と、「60時間も超えたら体いつてまうぜ。どんどん言ってやってちょ」、事実そうなんですよ。20日働いて3時間で60時間なんて、本当に体力超えていますよ。

ですから、そういう中に鎮座ましましておるといいますか、産業医のコントロールのご意見を聞きながら、その背景にあるのは何か、そうすると、1人だけに仕事が偏りしていない

か、あるいは要員不足がそこにひそまれているかどうか、ただ人数だけでね、そういう中で人事、配置替えも含めて、そういうことがなされていないんじゃないかな。一番私が心配するのは、要員不足でもって1人に偏って、過労死まではいきませんが、そんなことが起こりやしないかな。起きてしまっただけですけれども、本当に、総務は最近私見していますと明々と夜遅くまで電気ついていますよ。全員に近い形で残っておられます。

ですから、私は、ご苦労さんだなどという反面、そんなに仕事があるの。私は住民にかわって申し上げます。こういうさなかの中に、そうあったら困りますし、常態化といいますか、これは私が言うんじゃない、私は議員ですから町民の代弁で言いにくいことをあえて言いますけれども、そう思ってみえますよ、町民有権者の方は。そんなにあるはずじゃない。

例えば、日本電算にしろ、みんなでしょう、下請されているでしょう。封入封緘なんていうのは手作業じゃないでしょう。ぴしっと成形されて送られてきますでしょう。ですから、チェック機能も含めて、やるべきこと、仕分けすべきことがひょっとしたらなされていないんじゃないかな。私はあえて言いますが、間違いは人間ですからあります、これは。あるけれども、そういう指示命令系統、例えば残業に関しては課長を無視して勝手にやっていると、職員が。昔の古い言葉で言えば、5時から男なんて私は言いたくありませんけれども、そんな風潮がややもするとありはしないのかな。こういうことを私は思います。

ですから、メンタルヘルスも含め、こういう産業医の40万8,000円、年間ですよ、これ、でしょう。ですから、どういう位置づけ、とらえ方されていますの。それから、残業なしデーについては形骸化していないの。もっと残業を減らさないよ。民間の監査委員から非常に厳しいご指摘を受けているんじゃないですか。60時間も超えてですね、テレビでこの間放映して、びっくりしてみえますよ。土日休みでしょう、それから引いてくださいよ。それから、ざっと20日だと1日3時間、毎日やりますか、人間のあれからいって。世間ではやっぱり40時間切るよ、通念的にも。それが相場なんですよ、世間の。ましてや民間は厳しい中で残業なしでやりますよ。残業なんて本当に化石の言葉ですよ、はっきり言って。

ですから、そういうことを当てにしておるとは言いたくありませんけれども、町民、ちらっとテレビやったときに「おっ、山田さんいいこと言った」って言われた。「そんなこと60時間もありますか」と、こういうこと言われるので、ここは物を生産しているんじゃないですよ。1日に何万個つくれとか、そういう納期が決められているわけじゃないですよ。間接部門がほとんどでしょう、サービス部門で。そういう中、本当に、私は監査ではありませんけれども、監査の方も厳しく、手厳しく指摘されている。今はまあまあ、徐々に起債も、町債、起債一緒ですけども、ふえているんじゃないですか。

そういうことまで本当に肝に銘じてもらわないと、いつか私はこういう場にいませんけれども、本当に真摯にとらえていただかないと私は困りますけれども、その辺、1点は産業医のとらえ方、それから残業についての根本的な考え方、それから要員が適正に配置されてお

るかどうか。その辺の3点をお聞きしたいと思います。

○副議長 高阪康彦君

それでは、答弁の前に暫時休憩をします。

10時45分から再開をいたします。

(午前10時27分)

○副議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○総務課長 江上文啓君

それでは、3点ほど質問をいただきましたので、それぞれお答えさせていただきたいと思
います。

まず、1点目でございます。

産業医でございますが、何をやっていただいているかと申し上げますと、実は私ども毎月、
職員安全衛生委員会を月に1回開催してございます。開催いたしまして、そのときには委員
といたしましては産業医を含めて12名出席してございます。やっていただく主な内容といた
しましては、私ども事務局のほうから病休者等の報告をいたしまして、それについて産業医
のほうからその都度適切なアドバイスをいただいております。

もう1点は、実はこの安全衛生委員会を締めた後、私どもの保育所だとかふれあいプラザ
等々の施設を毎月1回1施設を確認していただきまして、安全衛生上の点等があれば指摘を
いただくということをやっているところでございます。これを毎月1回、年12回開催させてい
ただいております。

次に、時間外の60時間のお話でございます。

こちらにつきましては、議員が見てみえるのは平成21年度の時間外の集計表という、私ど
もが先日、委員会へ提出させていただきました資料の件だと思います。

こちらで60時間超えの者を、例えば政策推進室ですと年間で4名おりますよというお話だ
と思いますが、実はこの60時間超えというのは、振りかえですね、例えば日曜日だとか土曜
日に1日7時間45分以上出ていただいた場合の振りかえ分、振りかえというのは、例えば翌
週とか翌々週に1日お休みをとった場合でも100分の0.25だけ時間外が発生いたしますので、
この分も含めて60時間ということでございますので、実際に時間外として働いていただいた
時間が60時間というのとはちょっと違うのかなというふうに思います。これは条例改正上の
考え方で、60時間の中には振りかえ分も含めて考えてくださいという考えでしたので、その
ようにさせていただきました。

次に、適正配置でございますが、これにつきましても、例えば先ほど議員がおっしゃられ
ました税務課でございますね。税務課が年間で24人ということで、これは主な要因のところ

にも書かせていただきましたが、課税の準備だとか確定申告の時期というのが、これは4月と2月、3月ということであるわけなんですけれども、特に3月なんか見ていただきますと11名ということで、税務課の職員13名ですので、ほぼ全員の職員で時間外を対応していただいております。これはあくまでも単発といいますか期間的なものでございますので、確かにこの時期においては職員の人数が足りないのかもわかりませんが、あくまでもそのときだけの季節的なものでございますので、年間を通じて足りないとは私のほうとしては考えておりません。

総務課につきましても、確かに総務課のほうは6月、7月、8月で3人、3人、6人というような、特定の間がやっているようにとらえられるのも事実だと思いますが、これも要因のところ書かせていただきましたように、例えば6月ですと決算統計というのがあるんですけれども、こういったものにつきましては、本当は総務課の間全員でやれると一番よろしいんですけれども、なかなかそういうこともできませんので、どうしても財政担当しております3人の者が決算統計等はっております。

ただ、交付税ですね、地方交付税の算定というのがあります。これは年に1回、7月の上旬にあるんですけれども、これにつきましては、私ども、部長、私も含めまして全職員で、もちろん当然時間外も発生するんですけれどもやらせていただいております。というのは、この報告ものというのは、実は1日に、夕方に資料をいただいて、その日のうちに回答を出せという、そういう非常にタイトな作業でございますので、その関係で全職員で手伝っていただけたところ、総務課の職員全員で手伝っていただいているというのが実態でございます。

以上でございます。

○12番 山田乙三君

ありがとうございます。

説明を受けるとね、なるほどとは思いませんけれども、町民の皆さんは、ざっくりと云えば、総務を中心として大変だな、ご苦労さんの反面、体を壊さなければいいかな、こういうことで、帰りたいけれども、みんなおるで残っておかなあかんわなど、よくある話ですけれども、そんな雰囲気も若干私にはありはしないかなと、ずばり言えば。そういうことを思っています。

それから、産業医の40万8,000円が高いか安いかというと、べらぼうに安いんですよ。ですから、こういう安全衛生委員会を開かれた中に、突っ込んだ話も正直言ってないな。片方からの意見を聞くような話が周囲にはありはしないかな。

それと、職員を集めて、特にメンタルヘルスだとかその他もろもろ、安全についてだとか、特にここは安全というような、機械を使っているわけじゃありませんから、例えばパソコン使っている場合での眼精疲労だとかどうだこうだかということ、台間的にやってください

よという強い申し出だとか、例えば残業なしデーであれば、その先生をそういうときにセッティングして、パトロールして、課長にきちっと許可を得てやっておられるのかどうか、こういうことも、今言っているときはいいですけども、すぐもう、ほとぼり冷めちゃって変わっていませんよ、はっきり言って。ですから、前から監査の方も言ってみえますように、やっぱり改めるべきは改めるのが必要じゃないかな。

ちょっと論点は違いますけれども、私、ここで審判を4月にまた受けるわけですけども、とにかく、言えば言ったでそのときは確かにインパクト強いとは思いますが、頑としてなかなか変えていかれないなど。

例えば残業でも、むしろ課長のやつが徹底されているか。正直言って課長がわからない人もおられへんかなと私は思いますよ。もっと言えば、今度も議員定数、2名、行政改革の最たるものですよ、はっきり言って、26名から4年間の間に8人減りましたからね。キャッチボールで言えば、本当に行政側も目に見える形で本当はやっていただかないと。例えば、きょうでも議会開かれているんですけども、これあれですよ、改選があつたら14名ですよ。今どうですか、倍ぐらいに見えませんか、待機者含めて。こんな議会がありますか、はっきり言って。倍ぐらいですよ、いわゆる議員が14名、行政側、理事者側は待機者含めて30名以上じゃないですか。こういうことを議会で放映されたら町民有権者はどう思われますか。そんなゆうちょな話じゃないですよ。

例えば、弥富市議会で今盛んにテレビやっていますけれども、部長、少なくとも次長ぐらいで、ほとんど出ておられませんよ。議席もないことあれですから。そういうこともですね、そういう観点からいっても非常に甘さがあるんじゃないかな、厳しさがあるんじゃないかな、こう思います。それはきょうのこととちょっと違いますけれども、本当に胸に手を当ててじっくり考えていただきたい。

もう少し、次長や部長のクラスもですね、いわゆる部署が多岐にわたっているから、全部オールマイティということは私は求めませんけれども、もう少し厳しさを求めて、自分が答弁できなければ、すぐ課長に振るんじゃなくて、堂々と答弁できるような体制をぜひともつくっていただき、やっていただかないと、議員だけが行政改革では困ります、これは。

それから、そのほか今言われて、いろいろと言葉は言われましたけれども、実際に多能工化、その人でなければできないというのは大体どこの世界でもございますけれども、やはりついてないのが多いんじゃないかな、はっきり言って。この方は、その人がいなければなかなかできないよ、前へ進めないよと、こういうお仕事がありはしないのかな。これを、それこそ今、事業仕分けなんて言ったのがちょっと色あせてきましたけれども、本当にしっかり仕分けしていただいて、課長を中心として、部下にね、やはり時には怒るところ見せてちょうだいよ。全くそんな風景を私は見ませんし、顔色変えて部下に怒っておられる姿は一回も見たことはありません。これは4月30日で12年たちますけれども、怒ることが是じゃないで

すけれども、そういうことがあっても時にはいいと思います。

ですから、そういう厳しさもぜひとも私は求めるわけで、この残業というのは、ずっと私、議員やってから本当に同じことのエンドレスですけれども、言ってもちっとも変わっていない。監査の方も指摘される。

それから、起債もじわじわとふえていますし、表向きは財調はふえていますけれども、ぱっと裏を見れば起債がふえている。これも来年からだんだんふえていますので、この辺で、質問の趣旨から大幅にずれていますのでやめますけれども、ぜひとも肝に銘じてやっていただきたいことを要望して終わります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

1つは、53ページ、緊急雇用創出事業です。

4,034万2,000円の予算が組まれているわけでありますが、これは町界町名の事業ですよ。何人くらいを創出して、どういう形態で事業をやっていくのか、どういう業務をこの方々にやっていただくのか、ちょっとその辺を聞かせていただきたいと思います。

2つ目は、先ほどの2人乗り自転車ですね。57ページですか、に関連をして伺うわけですが、この事業は、20台というのは伺いました。対象ですね、保育園児に限るのか、例えば幼稚園はほとんどマイクロバスでの送迎になっているわけでありまして、帰ってきてから買い物になんてお母さんが考えて、借りたいなんていうこともありますよね。だから、そういう点でどういう、どんな階層を対象にしているのかということです。同じ保育園でも未満児2人だとか、あるいは4～5歳児と未満児を抱えているお母さん、いろいろケースはあるというふうに思うんですけれども、対象をどのようにお考えか伺っておきたいと思えます。

○総務部長 加藤恒弘君

緊急雇用の関係の町界町名の事業でございますが、大変申しわけございません、私全部わかっていないわけじゃないので大変申しわけないんですが、6カ月間、私どもといたしましては業者のほうに委託をさせていただきます。委託した業者が、こちらのほうで6カ月間その職員を採用してという、半数以上は新規採用を行ってということで、この内容を達成するというようなふうに聞いておりますし、そういう事業というふうに考えております。

もう1つの3人乗りの自転車でありまして、こちらにつきましては、実際には保育所とかそういったことではなくて、年齢のことで6歳未満の方を2名お持ちのご家庭というような対象を考えております。ですから、前のところには1歳から大体4歳までの方が乗られることができるだろうと。そして、後ろには2歳から6歳までの方が乗られるであろう。そうしますと、その内容で1歳から6歳までの方を2名保護していらっしゃるご家庭が対象にということで要綱を作成する予定でおります。

以上であります。

○7番 小原喜一郎君

ちょっと担当課長がいないようですので、余り詳しくは何わずにおこうかと思えますけれども、概要だけです。

今、委託するとおっしゃられました。しかし、実際の内容は、何人委託される会社から職員を派遣してくれるかどうかわかりませんが、その職員と個別に契約を結ぶのかどうなのかです。

業務はどういう業務を、つまり、町界町名で幾つか、中村さんのほうも出されているのかな、何か富吉のほうも出されているようですけれども、幾つかやろうとする内容のものはあるというふうに思うんですけれども、それらのどの部分をだとか、全部ひっくるめて委託してしまうのか、その辺のところを聞いておきたいなというふうに思うんです。

それから、2人乗り自転車ですけれども、今、6歳から0歳まで2人……、3人……

(「後ろ前に乗せて、真ん中お母さんが乗るんです」の声あり)

もちろんそうですけれども、お子さんで言うと2人乗つけるわけですよ。つまり、使いたいとおっしゃるのは、単に保育園の園児ばかりじゃなくて、お子さんを具体的に保育園へ預けなくても、買い物に安全を期したいという人もあるというふうに思うんです。そういうことは別にこだわらずに、6歳以下のお子さん2人以上おればいいと、こういうことなのかどうか聞いておきたいと思うんです。

○総務部長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。私の説明不足でございました。

まず、3人乗りのほうのお話ですが、おっしゃるとおりでございまして、対象者は幼稚園行ってみえてもみえなくても結構でございます。ご家庭にお2人、要するにお子様がお2人、1歳から6歳の間にお2人見える方で、使っていただける方ならば問題はございません。そのように考えております。

それから、緊急雇用対策の関係ですが、詳しいのはまた先生のほうに資料を提出させていただきたいと思うんですが、基本的には、調査から入りまして、1筆調査がございまして、土地等の1筆調査に入りまして、そこからそれを変更するというところまでの準備、そういったものをいたします。

○副議長 高阪康彦君

少し静粛にしてください。

○総務部長 加藤恒弘君

そのほかには、住民票等の関係はまたそちらのほうでやらせていただくというような形になってございますので、そういうまとめたものをまたご提出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですから、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、74ページから99ページまでの質疑を受けます。

○6番 林 英子君

75ページの真ん中辺にあります成年後見制度利用支援手数料というところが20万円ありますが、今度の町長の施政方針の3ページにも出ております。後見制度の問題が載っています。今まで、この問題について蟹江町では過去に実績なり、そういう相談があつて、こういう20万円をつけられたのかどうなのか具体的にお知らせをしていただきたいと思います。

町長自身がこういう施政方針に盛り込まれたということは、やっぱりどうしても蟹江町でお年寄りもふえているし、やりたいということだろうというふうに思いますけれども、どのようなお考えかお聞かせください。

次に、79ページ、ここにあります私は何度も言っています心身障害者のタクシー、他の自治体はどうでもいいじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、もう弥富市などは48枚を2年ぐらい前から続けております。蟹江町はこの36枚はもう10年ほどになりますし、この際、予算ですので、48枚といっても1カ月にわずか、病院なり2回ぐらいしかできない数量でもあります。名古屋市のようにお年寄りの方は無料というのがありますけれども、96枚発行されているということがある中でも、蟹江町は本当にこれは少ないのじゃないか。「林さん、まだふえないの」という声がありますので、「じゃ、今度聞いてくね」ということでやっております。

それから、次に、障害者就労支援給付費、79ページの。これは以前には71万5,450円という決算の報告がありますが、今度、わずか15万2,000円に減らしたのはどういう理由なのかを説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、87ページの子供の医療費のところですが、以前、私が一般質問しました折に、町長は、24年度に何とかしたいと、その次には選挙があるのでという答弁がありましたが、そのことについて、今、変わりはないのかどうか、改めてきちっと聞いておきたいというふうに思います。

それから、次に、91ページの学童保育の自主運営費補助金のところ、200万円強ありますが、これは3年生までで、4年生から6年生の方が学童でやっていらっしゃると。学童、あそこの西学童でやっていらっしゃると思うんですけども、4月からどのような方法で、今、指導員の方が何人いらっしゃるのか。ずっと3年生まで、だから4年生、5年生、6年生をどういうふうに入らせて、そして指導員は何人かということ。

まず、それだけお聞きいたします。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

質問1つ目でございます。

成年後見人の制度に該当する方は過去におられたかと、今いるのかというご質問でございますけれども、過去にはそういう該当の方はいられなかったと思っております。これを上げたのは、そういういろいろな症状が進行されて、成年後見人、身寄りのない方がおられる。そういう該当するような方がおられるようになるということで、1名の方だけ予算を計上させていただきます。

以上でございます。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、心身障害者福祉タクシーの料金助成の関係でございますが、今のところ36枚、それを48枚にというお話なんです、今のところ、予定としては今の枚数でお願いしたいと思っております。

次に、すぐ下の障害者就労支援奨励金支給費、今年度15万2,000円で、去年が82万円から予算でございます、差でいけば70万円ぐらい落ちているんですが、今現在、来年度の就労支援奨励金支給費の該当者、一応見込みでいけば3人なんです。今年度の予算を立てるときには46名の方が見えまして、これだけ利用者の数が減ったということで予算のほう落ちているということでございます。

次に、学童保育の関係になりますが、学童保育自主運営費補助金、こちらのほうですが、中身としましては、高学年をやっている学ミンズというところと、あと、各蟹江、新蟹江、それと須西児童館、学童保育所が併設をされております。この学童保育の一応夏休み等なんかですと8時半から各児童館、学童は始まります。ただ、ご家族、保護者の方にとっては8時半では遅いので、もう少し早くというご要望があります。その場合は保護者会によって指導員を保護者会で立てて、その部分を自主運営という形でやられております。その部分も一応補助金ということで、私どもはこういった学童保育所自主運営費補助金ということで、この中でお支払いをしております。

ですので、早朝の各学童の学童クラブ自主運営部分、時間のところと前の学童保育所、今お借りしている、貸してはおります、西保育所の近くにありますが、そちらの完全に高学年をやっている学ミンズというところの運営費と2本立てでお願いをいたしております。

以上です。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、私のほうから子供医療に関してのご答弁をさせていただきます。

町では、小学校の卒業までの通院につきましては、県制度の上乗せということで平成20年の7月から実施をしております。平成22年3月末では、中学校までの通院を補助している団体、市町村は県下で22町村ほどございます。また、22年中には4団体ほど中学卒業までの拡大をしておるのも聞いてございます。

町といたしましては、このような県下の状況も把握しながら、中学校卒業までの通院費補

助の拡大につきましては、町の財政当局並びにこういった近隣市町村の動向を踏まえながら、実現に向けて引き続き調査研究をしていきたいと思っております。ご理解を願いたいと思います。もう少し時間が必要であるというところでお願いをいたします。

○町長 横江淳一君

今、担当者が申し上げましたが、これは林議員ともお話をさせていただきますし、たびたびこの議会で言及をさせていただいております。23年度うちにきっちりと実績を踏まえた上で、24年実施に向けて、これはしっかりやっていきたい。

実は名古屋市がそういう状況に今入っておりますし、それから、ほかの市町村が今その現況にもう少し上乗せをというところも実はあるやに聞いておりまして、まだ情報がしっかり入ってきておりませんが、当町といたしましては、何度も申し上げておりますように、23年度をしっかり見据えた上で、24年スタートに向けて、今、現実的には進めさせていただいておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○6番 林 英子君

成年後見制度というのは、本当にこれからお年寄りがふえる中で大事なことで、町長も施政方針の中に入れられたというふうに思います。これが本当に蟹江町でも充実していくように特にお願いをしたいとします。

次に、お聞きしました心身障害者タクシーですが、これは精神障害者も含むということになっていますね。そういう中で、もっともっとふやしてという要求があるということは、名古屋のように本当にお年寄りの方、1年で1,000円ぐらいの方、だから助かっているわという、蟹江にいてだけでこういう実態ということがありますので、ぜひ48枚に早急にふやしていただくということを要望しておきたいとします。

それから、ここの中で当てはまるかどうかわかりませんが、今、年金のもらえる方は地域の郵便局でもらう人が多いですね。年金の方たちは、げた履きで行けるような地域の郵便局でお金をもらう人が多いけれども、蟹江町が出している障害年金とかそういうのは銀行でなければ困ると言われたので、うちは80過ぎの2人がいて、年金をすぐ近くへもらいに行けるけれども、せっかく蟹江町で名古屋銀行でも振り込まれてもとりに行けないと。だから、なぜ近くの郵便局でそういう障害年金なんかはもらうことができないのか。そういうふうにしてほしいという要求でした。

聞いてみますと、郵便局のほうは「うちでどうぞ」と言われましたけれども、蟹江町のほうが振り込みを拒否しているというふうに聞かれましたけれども、そのところをきちっと聞いておきたいなというふうに思います。

それから、子供の医療費については24年度、いよいよもう、その次の年には町長の選挙もありますし、私は本当にきちっとこれは約束をしていただきたいなというふうに思います。

それから、この学童保育の自主的なところでは、きちっとしたあそこの、学ミンズだったか、あそこには指導員がお見えになりますが、ずっと変わらず2人でやっていかれるのかどうかお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

自主運営の学ミンズでございますが、こちらの指導員につきましては、あくまでも自主運営をしている学ミンズが採用されていますので、町がどの方がというのはこちらからは要望はしておりません。恐らく引き続きやっていかれるだろうと思っております。

以上です。

○民生部長 齋藤 仁君

議員が言われるのは障害年金ではなくて障害者の扶助料のことだと思いますけれども、違いますか。障害年金ですか。年金は私どもがお支払いはしておりませんので、年金機構のほうがお支払いしておるかなど、障害年金について。町がお支払いしておるのは障害者の扶助料の関係だと思うんですけれども、それでよろしかったでしょうか。

(発言する声あり)

その扶助料につきましては、ゆうちょ銀行、いわゆる今、銀行になりましたので、ゆうちょ銀行のほうに振り込みはこれは可能ですが、口座が郵便の口座と全銀協、銀行口座との整合性がとれていませんので、郵便局のほう、ゆうちょ銀行に振り込みをご希望の方は新たにゆうちょ銀行のほうで、全銀協に対応する、いわゆる普通の銀行の口座みたいなものを取得していただければそちらのほう、同じ通帳に入るんですけれども、そちらのほうで対応させていただきますので、なお一層広報に努めたいと思っております。

それから、あと、成年後見につきましては具体的にお1人の方が恐らく使われるであろうということで、とりあえず1名の予算出しという形で、今回、予算計上させていただきました。今後ふえてまいりますれば、当然それにきちんと対応していくのは町の方針でございますので、できる限り検討してまいりたいと思っております。

あと、タクシーの件につきましては、議員の要望を十分受けとめさせていただきましたので、今後また検討させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○8番 中村英子君

8番 中村でございます。

79ページなんですけど、扶助費に関してお聞きをいたしますが、ここの扶助費の20番ですけれども、障害者の共同生活介護、また、共同生活援助事業費ということで250万円近くの予算が計上されておりますが、この予算が昨年と比べて100万円ぐらい減というふうになっているわけですが、ここの扶助費の20番の事業の背景というのがよくわかりませんので、これはワークスさんが主体になってやっている事業ではないかというふうに思うんですけれ

ども、全体の形態ですとか対象人数ですとか、町内で一体何カ所で、どういう人数がここで対象になっているのか。そして、100万円ぐらいの予算減という理由ですね。これは対象者の減なのか、あるいはまたほかの削減理由なのか、それについての説明をお願いしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、障害者共同生活介護、共同生活援助事業費でございますが、こちらのほうにつきましては、目的としては、共同生活介護等の経営の安定と新規参入の促進、共同生活介護または共同生活援助を実施する事業所に対して運営費を交付するものでございますので、ワークスとは余り関係はないんですが、事業所については、今回、予算上はホームかにかえ、ホームたいよう、それから、ホームあさひ、虹の家、グループホームなかよし、しらさぎホーム、それから、やすらぎ荘というような形で、それぞれそのグループホームですとかケアホーム、生活介護ですね、そういった事業所に対して運営費を交付しているということになりますので。

ただ、今回予算、前の予算と比べて100万円ぐらい落ちてはおりますが、今後、こういったグループホーム等を利用される方が多くなれば、当然また補正等の手だてを考えなければならぬ部分があると思います。今回は、前回、前年度と比べて利用人数がどうしても多少減るとかそういったのもございますので、利用者によって前後するというような形になります。ふえればその都度、議員の方をお願いをして補正という部分もございます。

以上です。

○8番 中村英子君

ちょっと私もよくわかりにくいんですけども、これは今言ったように7カ所のさまざまな事業をやってみえるんですけども、私は、そこを束ねているのはワークスだと思ったんですけども、ワークスは関係なくて、それぞれ個別対応をしてやっているということなんですか。町が、事業者が1つで全体をやっているのか、事業者がそれだけの数になっておるのか。

それはちょっと口頭ではわかりませんので、この事業の背景について文書でお出しをいただきたいんですけども、資料として。今言った、いろいろ7カ所ぐらい言っていただきましたので、そういうふうなものが町内にあるんだよと。そして、そこには対象人数としてどれだけの人がいるんですよと。町はそこに対してどれだけの補助金を出しているんですよと。そういうようなことを資料としてわかるようにお出しをいただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

そして、この100万円の減というのは、あくまでも対象者の減ということで、運営費とかそういうことではないということの理解でいいのかどうか。運営費とかそういうものを減しますと、本当に少しの金額でもそういう事業をやっている方というのは影響を受けますので、

100万円の減はあくまでも対象者の減ということだったら理解できるんですけども、そこを明確にさせていただきたいと思います。

最初言ったように、ちゃんとその資料として出していただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、先ほど申しました施設ですが、町内ではございません。あくまでも町民の方が入っている施設になりますので、町内ではございません。あくまでグループホームですとかケアホームをやっている事業所という形になりますので、できる限りの資料等何とかつくらせていただきますので、提出させていただきます。

○8番 中村英子君

わかりました。ちょっと事業が、少し混乱しておって済みません。それはそれで出させていただきますと思います。

そこで、町内にも障害者の方のグループホーム的なというか、共同生活をしていただいているところがワークスを通じてあるかと思うんですけども、その実態についても、町内にどういうところにどういう障害者の共同生活所があって、それは何人ぐらい対象者がいて、どういう運営をされているかということについても資料を同時にいただければと思いますので、それをあわせて、済みません、私はこの20番が町内のそういうものが対象だというふうになんかちょっと誤解しましたので、間違えて申しわけなかったんですけども、それぞれ資料をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

最初に、まず、林議員の成年後見人制度について関連して承っておきたいわけですが、実は私、何人か相談を受けておるわけでありましてけれども、前に議会に取り上げた方がございましたですね。介護度5の奥さんと介護度4の精神障害者の娘さんを抱えておるお年寄り。うちは自分のうちで、2人を病院に連れていかないかんで、どうしても車が必要だ。したがって生活保護にどうしてもならない。だから、娘さんの障害年金、100万円弱の障害年金と内職で暮らしていらっしゃる、こういうご家庭です。

このご家庭もちゃんと国民健康保険税かけられているわけですから大変なんですけれども、どうやって打開しようかという相談をずっとこれかけてやってきたんですけども、やっぱり私は成年後見人制度の適用を提案しておるんですよ。

この場合に、民間でおやりになっている例は幾つか私知っています。けれども、町がこれからおやりになるけれども、これからますますひとり暮らしの認知症の方々も出てくると思いますので、そういう点ではますます重要な分野になるというふう思うんですけども、例えば、どこの課が担当して、どういう手続という、そういうことはもうできておるのかど

うなのか、これからなのかですね。

具体的に、例えば今年度で、私がおの方と相談していく上で、今年度で具体化しようかと、町長さんに申し入れようかと。民間で言えば、例えば学識経験者だとか、あるいは親戚の方だとかになってもいいわけなんですけれども、そこまで提案できる状況じゃないので、最終、最悪の場合は町長さんをお願いをするということになるというふうに思うんですけれども、この辺のところの状況ですね。直ちに申請手続きがとれる状況になっているかどうかということです。

その場合に、財産の評価云々ということもあるでしょうし、いろいろの手続があるんだろうというふうに思うんですけれども、その準備の状況はどうなっているのか伺いたいと思うのであります。

それから、2つ目でございますけれども、77ページです。

国民健康保険繰り出し事業については、少しふやしていただいてありがとうございました。この場でお礼を申し上げたいというところでもありますけれども、ただ、私どもは代表質問でも申し上げましたように、単に環境のインフラ整備だけではだめですよ。本当に住みたくなるような町に、それは部分的にはなりますけれども、全体として他町村に負けない、住んでいい町というふうに思っていただけには、まだ福祉の充実が必要ですよということで幾つか挙げさせていただきました。

国民健康保険の1人当たり1万円引き下げてほしいだとか、子供の医療費も早急に、できれば本年度の途中なり24年度にお願いしたいだとか、あるいは保育料の特に問題のところを抜本的に改善をしてほしいだとか申し上げたと思うんですけれども、その点で要望として申し上げるわけではありますが、ぜひともそこら辺に焦点を当てた行政の抜本的改善をお願いしたいということは、これは要望として申し上げておきたいと思うのであります。

それから、これは83ページですけれども、一応川の駅云々ということで代表質問の中でも一定の描いていらっしゃる方向を聞かせていただいたわけでもありますけれども、それは置きます、聞くのは、時間がかかりますので聞くのは置いて。

ただ、私は老人クラブの一員で、月に一遍あそこを利用させていただいているんですよ。テレビがまだアナログのままなんですよね。地デジにかえていただけるかどうか、予算的には計上されておるかどうかちょっとわからない、見てもなかなか出てこないの、地デジにかえていただけるかどうか承りたいと思うのであります。

とりあえず、そのくらいにしておきます。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

質問の内容でございますが、どこが担当するのか、いつからかと、それから、相談してよいかと、いろんなご質問いただきました。

どこが担当かといいますと住民課でございます。いつからというのは4月からでございます。

す。相談は承りますので、いつでもご相談いただければ結構でございます。

それと、議員言われたことと、ちょっと私、後見人のことが違うんじゃないかなと思う点は、後見人制度というのは、その方が精神異常障害とかいろんなことで判断能力をできない方、つまり、昔で言うと禁治産者とか準禁治産者とか、そういう方の認定でございます。後見人は、本人が判断能力、できないものですから、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものをやられるということで、例えば保険の契約とか介護サービスの契約とか、そういうものをやられます。

それから、4親等の親族がおられる方は、町じゃなくて、4親等の親族の方が申し立てれば、家裁のほうに申し立てしていただければ結構でございます。町のほうは、身寄りがなくて資産がないような方、そういう方に限って町がかわりに申し立てを、そういう判断ができなくて損害をこうむってはいけませんから、そういう判断ができないということで町がかわりに家裁のほうへ申し立てるということでございます。後見人の方は、身内がないもので弁護士さんとか司法書士さん、そういう方になっていただくような格好になると思います。

以上でございます。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

83ページの福祉センターのテレビの件でございます。

一番下のところで、整備事業になるんですが、この中の備品購入費28万8,000円であります。ここに福祉センター本館のロビーと2階の教養娯楽室、和室でございますが、西、東、床の間両側にテレビがございます。それから、分館の集会室、和室、この4台分の地デジ対応の新しいものにかえるということで予算を入れさせていただいております。

以上であります。

○7番 小原喜一郎君

それで、成年後見人制度の問題ですけれども、先ほど私が例で申し上げた中身ですね。認知症の方が、ひとり暮らしの認知症の方ですね。これについてはわかっているんですよ。問題は、先ほどの例の人はまだ判断能力を持っています。しかし、実際に暮らしていく上で、できれば、生活保護の申請できない状況であるならば、例えば、持っておられる資産ですね、評価していただいて、つまり売るなりなんかして、この管理を、つまり公的な支払いについてはそういうところから払っていくような方向でやってもらえるようなことをやっているところもあるようなんですけれども、それは後見人制度の範囲では無理かなということですね。ちょっとそれを承りたいと思うのであります。

それから、もう1つ、これは要望だけにしておきたいというふうに思うんですけれども、保育料の抜本改正は申し上げました。もう1つは、これは最近の特徴で、全国的に待機児童が非常にふえましたですね。蟹江町でも、代表質問でもちょっと申し上げたと思うんですけれども、待機の方が30人ぐらい見えた、当初はですね。最終的にどのくらいになったか聞

いておりませんが、あるということも鈴木課長は申しあげましたよね、私の質問で。

それで、やっぱり南保育園の増築といいますか改築といいますか、あれで解消といっても地域的にばらつきがありますので、実質的に解消できるかどうかという問題があるかというふうに思うんですけども、この待機児童をゼロにさせていただく方向でのご努力を、これは要望で申し上げたいと思います。お願いをいたします。

今の成年後見人制度だけ、ちょっと答弁……

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

認知症の方がお見えになるということでございますけれども……

(「その方は認知症じゃないです」の声あり)

じゃないんですか。生活に困るというのはまた生活保護法で……

(発言する声あり)

さっき言いましたように、成年後見人制度というのは、その方のそういう判断がまずいということで、できないということで、契約とかそういうのをかわりにやるということでございます。例えば、社会福祉協議会で……

(発言する声あり)

そうです。そのとおりでございます。

○10番 菊地 久君

民生費の中は、町長の施政方針の中で出ておりますが、大きな問題として蟹江南保育所の建て替え工事、これは3年計画で進められてきて、いよいよことし、旧の南保育所を壊しまして、5億円近い予算が今組まれておるわけでありまして、これについて、200人規模の保育所だということで、設計内容だとか中身だとか、いろんなものについてはなかなか理解ができていないわけでありましてけれども、設計がいつできて、いつの時点で入札をかけて、来年の3月までには完成をして、募集をして万全な体制で臨むことが可能なのかなのか、その辺についてももう少し、大きなこれは目玉事業でありますので、どうなのかという心配が1つあります。

2つ目には、0歳児の給食センターを、新蟹江保育園のところを今まで使っておりましたが、それをやめまして、蟹江保育園のところを整備をして、そこで何十食と言ったかちょっと覚えありませんが、予算説明のときに説明があつたんですが、それをつくろうじゃないかと、こんなようなお話を私は聞いたわけでありましてけれども、そのことについて、0歳児の給食について、前の給食センターをつくったときに、あそこで一緒にできないだろうか。わざわざあそこにもつくり、ここでもつくるようなことじゃなくて、給食は、すべて保育園の給食、学校給食は1カ所でやったほうが効率がいいのではないかという話をしたことがあるんですけど、それをあえて、それではいかんよと、0歳児の給食は別な扱いなんだからということで、そちらのほうで一括をしてやろうと、こういう方針でございますが、これらにつ

いて、今年度の大きなこれは目玉事業ですね、町政の目玉事業でありますので、もう少し具体的に、設計ができておるのか、中身はどうか、いつの時点で入札にかけて、いつの時点で皆さん方のやるのかと。

それから、事業計画の中で、今、小原議員からお話がありましたように、待機児童というのは本当に全体の保育行政からいって蟹江町はなくなるのか。また、運営等について、それだけ立派なものがあったときに、私は前に申し上げたんですが、始発電車から終電車まで保育をしてあげることができないのかと。そういう体制はどう考えるのかと。公務員はある一定の時間やいろいろありますので、その分については民間に委託をしてでも事業計画を立ててどうなのかという答弁もいただいておりますが、それも含めて今回の、建物は建物でいいですよ、運営についてはこういう運営を考えていくどうか、その点のお考えがありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、南保育所の改築事業の、まず流れからご説明させていただきます。

設計のほうは、この間、補正予算を認めていただきましたので、3月、今月18日あたりぐらいには設計のほうはできるかと思えます。

入札のほうなんです、南保育所改築事業については、金額が大きいございますので制限付の一般競争入札で実施を考えております。ですので、募集をまず、4月に入ってから募集をしまして、募集を5月の中ぐらいまでの予定でいきまして、それからその指名業者というか、制限付指名、募集に応募された企業の指名審、業者の選定をしまして、それから5月の終わりあたりに入札をしまして、その結果を6月の議会のほうで議員の方々にご承認をいただくという予定でおります。

それで、来年度の募集は通常どおり11月の最初に募集をかけさせていただきます。あくまでも来年24年の4月には開所できるような方向で行っていきたいと思っております。

次に、給食、乳児の給食のほうなんです、当然その定員のほうを今200に定員を増大をしまして、今の現状、確かに幼児の部分というのは余りにも募集がさほど多くありません。今、当然景気状況というのは不景気の状況になっておりますので、乳児、0、1、2歳を抱えた保護者の方というのは、社会情勢からいって働きに出かけられるという方が多いので、この200人定員にしたということで、ある程度待機児童はないと思っております。

俗に言う待機児童、必ずここの保育所でなければだめだという保護者の方については、こういった方は待機児童という形にはなりませんので、あくまでも6園すべて、あいているところを活用して入っていただくということを思っておりますので、待機児童については起きないと認識をしております。

次に、定員をふやした関係によって当然食数がふえます。一応300食を予定しております。今現在、福祉給食のほうでは210ぐらいしか食数のほうができませぬので、どうしても今度

は蟹江給食、今まで幼児食をつくっていた、蟹江保育所の中にありました蟹江給食センターを活用して福祉、乳児のほうをつくるように今回改築の予算のほうを上げさせていただいております。

今の学校給食のほうへ乳児食をというお話でございますが、乳児と幼児、学校、どうしても食べるものが違います。ですので、当然のごとくアレルギーの方も乳児の方については多いので、そういった対応をするには別に乳児専門の給食センターを今回対応できるように蟹江のほうへ戻したんですけれども、そちらのほうが対応はしやすいと考えております。

次に、最後、運営の方法なんですけれども、始発から終電というのはなかなか難しい話でございます。今のところ予定しているのは、同じようにそのまま南保育所では一時保育、一時預かりですね。それとあと延長、早朝は引き続きやって、その後、来年度、各保育所にアンケートをとりまして、ほかの保育所、延長、早朝をやっていない舟入、須成、蟹江西ですね、その3つのところでもし希望があれば、その3つの中のどれか、希望が多い保育園で早朝、延長のほうを実施したいと、一応アンケートのほうで皆さんにお答えをいただいて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

今の南保育園の新築については、児童館ですね、あの児童館を設計された方に、前に見たわけですが、色合いが違ふといかんで心配して聞きましたら、児童館を設計された方が今度も南保育園を設計されるようですので、色彩、色ですね、デザインが総合的なデザインを考慮して設計をおやりになっておるというのを聞いて安心をしたわけでありまして。別々だとですね、一方は赤色を主にしておって、今度は新しい設計は青色だったら、ちんどん屋みたいになるの心配でしたが、どうもそういうことも頭に入れながら総合的に設計をされておるといふようなことも聞いて、ほっとしたわけでありまして。

どういう形にしろ、子育てのしやすい蟹江町ということで、特に保育園行政には町長が、この民生費の予算を見ておっておわかりのように非常に力を入れて、お金を投資をしておられるわけでありまして、要は本当に皆さん方にとって、今度は外見はよくなる。外見はすばらしいものが来年の3月にはできると思うわけです。

しかし、外見より中身は今度どうなのと言われたときに、大して変わせんがやというようなことであってはなりませんので、ぜひ中身について、始発から終電車ということについて本当に真剣にやれるかやれんのかと。職員さんお見えですが、保母さんらともよう相談をして、いやそれは無理だと、我々では。しかし、いろいろと学童保育にしろ何しろ民間委託をされたり、いろんな形をしながら、やりながら運営管理はできるものですから、早朝保育は、例えば6時から8時まではこういうシステムがあるよと。延長保育については、例えば6時から12時までではこういう方法があるよと。民間ではいろいろ受け入れやって一生懸命勉

強してやっておるんだから、なぜ行政はできんと言われるわけです。

だから、行政がそういう気概を、そういう気持ちを持ってやるかやらんかなんですよ、何でも。行政がその気にならな何もできんせん。できんならもう民間に保育園も全部やってもらいたい。昔は民間でやっておったやつを、小原さんと2人残っておりますが、年くいましたが、民間保育から全部町の保育に変えろという運動をして、民間から公営に、町立に全部なったんですよ。それが歴史です。そして今、民間から公営になったときに、よかったなと言ってくださっておる。

しかし、民間の保育園、例えば、はばたきですね、非常に親切に中身を充実してやろうとしておる。よその民間も、保育園が残るために、残る経営政策として皆さんの要望にこたえるような方向で一生懸命努力をされる。だから、これはそういう意味で町は本当に痛いところに手の届くようなことをこれからどんどんせないかんものですから、ぜひ担当部署では真剣に検討して、もちろんこれは町長のお仕事でございますので、町長が中心になりながら、立派なものができたけれども、中身は何だと、ぼっさいなど、こんな程度かと言われるようなことがあってはならないものですから、ぜひ、建物は建物、これは立派に、設計者も立派ですよ。建てる人はどこが建てるかわかりませんが立派に建つ。中身については行政の一人一人が真剣に考えてやらないかんことですので、ぜひ要望しておきますけれども、来年すばらしい保育園ができて、すばらしい中身になってほしいと。

ここの場で悪かったら文句を言おうと思いますが、ここにおらんといかんもんでね、よう聞いといてちょうだい。私がそういうことを言ったということを入れた覚えといてよということで、要望も添えておきますが、よろしく願いをいたします。

○副議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですから、3款民生費を終わります。

暫時休憩をします。

再開は午後1時から再開いたします。

(午前11時50分)

○副議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○副議長 高阪康彦君

ここで、昼の休憩中に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

先ほど12時45分から議会運営委員会を開催いたしました。議題につきましては、東北地方太平洋沖地震に対する義援金についてでございます。

それで、随分と一定の時間をかけて協議をしたんですけれども、意見が百出でして、いい結果が出ませんので、予算審議終了後、議員総会を開いてみんなで決めようと、こういうふうにしたので、よろしく願いをいたします。

(7番議員降壇)

○副議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

それでは、午前中に続き、予算審議を始めます。

続いて、4款衛生費、100ページから115ページまでの質疑を受けます。

○6番 林 英子君

103ページの真ん中にあります子宮頸がん等ワクチンの問題のところちょっと聞いておきたいと思います。

この前、私たちは2枚による通達もいただいていますので、わかっているつもりですけれども、子供さんの肺炎球菌のところ、新聞の報道ではもう6人というふうに書いてありまして、その中身を見ますと、混合したために早く亡くなったという報告もあります。

子宮頸がんのワクチンについては、ワクチンが不足しているようにお聞きしております。今後、蟹江町で3つのワクチンについてどのような方法で取り扱っていかれるのかお聞きしておきたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

子宮頸がん等ワクチンの今後の対策についてお答えをします。

まず、子宮頸がんワクチンにつきましては、現在、供給不足となっておりますので、3月までに接種をした方については高校1年生の方もできるということに、1回でもやっていらっしゃる方はできるということになっていましたけれども、それが今の現状はできません。それで、高校2年生になっても第1回目のワクチンを接種した場合には助成の対象にするというふうに、高校1年生の方には個人通知をしました。

それから、ワクチンの安定供給については、まだきちんとした結論はいただいておりませんが、情報では6月から7月ぐらいになりましたら行き渡るのではないかというふうなことを聞いております。また、その安定供給がきちんとできるようになりましたら、各対象者の方には周知をしていきたいというふうに思っております。

それから、肺炎とヒブワクチンについてですけれども、こちらにつきましては、現在のところ6名の死亡者が出ているのが現状でして、当分の間、中止ということになっておりますので、また国のほうから情報が届きましたら、その都度情報を広く住民の方にも周知をしていきたいと思っております。現在のところは以上のような状況で動いております。

以上です。

○6番 林 英子君

ワクチンについてはわかりました。

一緒に聞けばよかったんだけど、次に、105ページの精神障害者等居場所づくりのところでお聞きをしたいと思います。

これも今度の町長の施政方針のところでも3ページの一番上に書いてあります。精神障害者とその家族に対し、通所の相談事業等を通じて、地域での生活を支援する事業を委託により実施してまいりますというふうに書いてございます。

それで、この決算と今度の予算のことについてお聞きしたいんですけども、決算では36万円でした。予算では24万1,000円になっています。この問題については、今後、地域でどのようなことが考えられるのかをお聞きしたいというふうに思います。

○健康推進課長 能島頼子君

精神障害者居場所づくり事業につきましては、蟹江町内にある須成ホームというところが現在稼働しているんですけども、9月末で閉鎖をするということを聞いておりまして、その分が減額となっております。

それから、それらの方々の対応につきましては、その下にあります介護給付費訓練等給付費負担金というところがありますけれども、もう1つ、カツラとフジという小規模作業所があるんですけども、こちらのほうもNPO法人にかわりましたので、こちらの介護給付費のほうから支払われるということに変わってきますので、そちらのほうの負担金も減っております。ですので、いろんなサービスにつきましては、こちらのほうのサービスが順次ふえてくるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○副議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですから、4款衛生費を終わります。

ここで、子育て推進課長、環境課長、健康推進課長の退席と、まちづくり推進課長、下水道課長、生涯学習課長、給食センター所長、水道課長、消防署長の入場を許可します。

課長の入れかえをしますので、暫時休憩といたします。

(午後 1時08分)

○副議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時09分)

○副議長 高阪康彦君

続いて、5款農林水産業費、116ページから121ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、122ページから127ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、128ページから143ページまでの質疑を受けます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

1つは、131ページで、緊急雇用創出事業として橋梁台帳作成がありますよね。それで、全体的に見ると雇用創出で、もう1つ教育費のほうでありましたかね、全体で何人ぐらいの雇用創出ができるのか、全体として雇用創出事業としてどういう状況になっているのか。できれば単にこれだけでなく、ここの問題だけ、ここも聞かせてほしいんですけれども、全体の内容を聞かせていただきたいなということが1つです。

もう1つは、私、これは要望で申し上げておいたほうが良いというふうに思うんですけれども、工事請負費との関連で伺うわけでありますが、代表質問でも申し上げました住宅リフォーム助成制度ですね。この分野になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、要望として申し上げたいんですけれども、ぜひ早目に……

(「ページ数をお願いします」の声あり)

いや、載っていませんので、ここには。早目にやっていただけるように要望を申し上げたいと思うのであります。

以上です。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

緊急雇用の関係は、ふるさと振興課のほうを担当しますので、私のほうから若干わかる範囲でお答えします。

緊急雇用につきましては、23年度に予定している事業として、先ほど小原議員言われたように教育の関係で学校ICTシステムの運営支援の業務委託というのが1つございます。それから、今言われた橋梁台帳の作成業務、それが1つ。それから、先ほど総務費で出ました町名地番の設定業務ということで、その3つが、23年度当初予算の関係ではこうやって3つ出ております。

その中で、実は総務費のときに私も資料持っていなかったものですから言えませんでしたけれども、実際にその3つの事業で雇用が必要な数といいますか人数といいますか、全体では私の資料では35名の方がその業務に従事されるという、そういう数字を持っています。それと、あとそれにかかわって新規に雇用される方は35名のうち28名の方が新規に雇用されるという、そういう数字を私は資料として持っておりますので、そういうことでこれらの事業が進められると、そういうことになります。

○8番 中村英子君

8番 中村ですけれども、133ページの一番下の日光川の防災道路の関連についてお伺いしたいと思うんですが、見たところあそこの用地買収もかなり進んでいるという感じで、順調に進んでいるのかなというふうに思いますが、でも、今年度3,900万円ということで予算もつけられておりますけれども、私が最初の説明では用地買収に3年と、あと工事期間で全体で8年ぐらいということで聞いておりましたけれども、その予定と実際の進捗状況との間に差がないのかどうなのか、その辺のところについてお伺いをしたいと思います。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

133ページの一番下の日光大橋防災道路関係につきましては、当初、平成22年度に近鉄を予定していましたが、ちょっと交渉ができなくて、23年度当初に予算化したものでございます。

それで、防災道路の計画は中村議員が言われたように約8年ぐらいでやると聞いていますけれども、県と国の関係で、防災道路と1号線の日光大橋の関係もございまして、その両方が協議し合っ、先に23年度は橋脚をつくるための道路を、日光川の右岸堤のほうから道路をつくるというふうに聞いています。

以上です。

○副議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですから、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、144ページから151ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、152ページから193ページまでの質疑を受けます。

○6番 林 英子君

163ページのところの扶助料についてお聞きをしたいというふうに思います。

前、一般質問の折に就学援助制度のところ、昨年の4月からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が支給されるようになりましたが、生活保護を受けていない準要保護世帯には、財源措置はされていても、ほとんどの自治体で実施されていないというのが現状です。法律に基づく制度でありますし、自治体の実施しないというのは違法だというふうに通達が出されていると思いますが、ご存じではないでしょうか。野田大臣自身も、今、そういうふうな未実施のところを今後確認するというふうに言われておりますが、教育長のほうはこの問題をどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

中身については、小学校でクラブ活動費は2,550円、中学校では2万6,500円、生徒会費は小学校で4,350円、中学校では4,940円、PTA会費、小学校で3,040円、中学校で3,960円、そのように就学援助金制度の新しい項目が発表されておりますが、蟹江町では実施の方向など

お聞きしたいと思います。国のほうでは自治体を実施していないのは違法というふうに言われていますので、そういう通達も来ていると思いますが、どのようなお考えかお聞かせ願います。

中にもう1つ、今度は中学校もありますよね、169ページにも。そこも一緒ですので、両方お願いします。

○教育長 石垣武雄君

この問題につきましては、就学援助費、準要保護の家庭への補助でありますけれども、これ、前、先回だったと思いますが林議員からお尋ねがありましてお答えしたわけでありましてけれども、そういうクラブ活動費等々がこれにつけ足しになったということでありまして、現段階、それを検討しているというようなお答えをしたと思います。

今、そのあたりのところで、この23年度予算につきましては、そのあたりのことがまだプラスアルファというか、プラスしてありません。これもまた検討を23年度しながら考えていきたい。実際に就学援助につきましても年々今ふえつつあります。そういう点もまた考慮しながら、財政等も見ながら、また、周りの市町村等の動きも把握しながら、そういうことに対してもやれる方向では考えておりますけれども、23年度は入っておりません。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

今の林議員の、ちょっとしゃべれんようだから、かわって私が質問をいたします。

これは23年4月から実施のようですね。就学援助でことしの4月からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、3項目が支給されるようになったと。当然これは予算措置がされているだろうと思うけれども、もう一遍確認をしたいんです。これは4月から実施ですから予算措置がされていなければいかんというふうに思うわけです。

それとあわせて、準要保護世帯には、財源措置はされていても、ほとんどの自治体を実施されていないと。法律に基づく制度であり、自治体を実施しないのは違法だと。つまり準要保護世帯の話ですよ、ということでございますけれども、その点についても、生活保護世帯ばかりじゃなくて準要保護世帯も含めてもう一度、再度ご返答いただきたいと思うんです。

○教育長 石垣武雄君

先ほど申し上げましたとおり、確かにそういうようなものが、クラブ活動費とかPTA会費等が入ってまいったことは知っておりますけれども、私としては加えるというようなことでとらえておりましたので、23年度は従来どおりのところの、まずこれをベースにして予算をさせていただきました。

今、法律違反というようなことをされたわけでありまして、また再度調べる必要があるなと今思うわけでありましてけれども、自分のとらえとしてはそういうふうなところで、それは検討して加えるものは加えていこうというようなことで思っております。

○7番 小原喜一郎君

つまり、教育長、23年度予算ではまだ予算措置は行っていないということですか。
それは就学援助の適用の児童・生徒ですね。つまり生活保護世帯の場合。それから、準要保護世帯というのはまた違いますからね。その場合と、両方ともまだ予算措置がされていないと、こういうことでよろしいんですか。

○教育長 石垣武雄君

今私がお答えしているのは準要保護ということでありまして、生活保護については、そちらのほうは、私のほうでは準要保護の場合でそういうことをとらえておりますが。

(「はっきり答弁してください。生活保護のほうは予算措置が23年度でされておるんですか」の声あり)

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

生活保護のほうの担当でございますのでお答えさせていただきますけれども、その話のほうは県のほうからまだ聞いておりませんので、また詳しく県のほうに聞きましてご報告させていただきますと思います。

(発言する声あり)

ちょっとそれはわかりかねます。

(「ということは、県のほうに確認して、もしそうであれば実施するということですか」の声あり)

はい。

○副議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですから、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、192ページから193ページの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で、議案第29号「平成23年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 高阪康彦君

日程第2 議案第30号「平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、205ページから235ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第30号「平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会

計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 高阪康彦君

日程第3 議案第31号「平成23年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、237ページから247ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第31号「平成23年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 高阪康彦君

日程第4 議案第32号「平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、249ページから259ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第32号「平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 高阪康彦君

日程第5 議案第33号「平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、261ページから281ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○6番 林 英子君

279ページをお願いします。

その中の地域包括支援センター事業委託料のところ、昨年の決算を見てみますと1,650万円ですが、今回の予算では一気に3,300万円に上がっております。これのふえている理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1つは、来年はいよいよ介護保険料の改定の時期になりますが、今、蟹江町は200万円未満という、段階が6段階ですけれども、私も一般質問で何度もお聞きしてい

ますように、段階をもっとふやして、100万円や200万円、300万円の世帯の方たちの介護保険料が払える保険料にすべきだというふうに思います。いよいよ来年に向かって、今そういう会議も開かれているというふうに他の自治体では聞いております。今後、保険料の段階をどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

その2つについてお願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、地域包括支援センターの委託料、1,650万円から3,300万円にという点でございます。

これは、現在、包括支援センターの2カ所目ということで準備を進めておりまして、当初の計画では年度初めぐらいに開設できたというのを思っておりましたが少しおくれております。現在のところでは平成23年の6月ぐらいを目標にということで進めておるところでございます。

それで、この委託料につきましては、包括支援センターの収入に当たる部分が、この委託料とそれから介護保険のほうの収入が主な点になるわけでございます。2カ所の包括支援センターを運営されるについて、2倍ということで3,300万円とさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、開設の時期がおくれれば、12カ月分のおくれた分だけ減額というような形で委託契約をさせていただくということになるかと思っておりますので、また詳細等委託先と協議の上で決定されました後、減額等生じた場合には補正で対応させていただきたいということを考えております。

それから、介護保険料につきましては、先ほどおっしゃいましたように、この23年度中に24年から3年間の介護保険の計画をつくる中で保険料を決定していくわけですが、今現在のところでは、特に準備基金のほうが残高が非常に少なくなっておるという点がございまして、現在行っている1・2段階、4段階の保険料の軽減の部分も含めて、この段階の設定、それから保険料の金額の設定というあたりを、3年間の必要な保険給付費から設定していくわけですので、その中で総合的に考えていきたいというふうに考えております。

○6番 林 英子君

ということは、段階的な区別をきちっとしていこうということにはまだ着手していないということですか。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

今のところでは、現在の段階をどういうふうに変えるという具体的などころまでの案はまだ持っておりません。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

地域包括支援センターに関連をして伺っておくわけでありまして、町長、2つ目と

いうのは、やっぱりあそこにできるカリヨンにお願いをするということになるんでしょうか。それをちょっと聞かせていただきたいです。今、こっちはカリヨンにお願いしているんですよね。向こうもそうなのかということ伺いたいと思うんです。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

おっしゃいましたように、現在はカリヨンにございます。2つ目につきましては、先月、地域包括支援センター運営協議会というものを開催していただきまして、そこで宝会にお願いするという事で決定をしていただきました。

設置場所でございますが、老人保健施設のセーヌ蟹江、この中に事務所を設けるということでございます。

○7番 小原喜一郎君

包括支援センターの職員というのは何人くらいあって、名実ともにカリヨンのところにあるわけですがけれども、カリヨンの業務を手伝わされておるとは違いますよね。全然別個にしているんでしょう。いや、その辺がちょっと住民の皆さんから疑問に思う意見が出ているんです。使われていると違うか、町が金を出してカリヨンに使われておると違うかと、こういうご意見が結構あるんです。どういうふうになっているのか、ちょっと伺いたいと思うんです。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

この委託料と申しますのは支援センターの運営費、委託そのものになるんですが、カリヨンとの関係といいますのは、人的には3人の専門の資格を持った職員を置くというのがございます。カリヨンのほうで、カリヨンの職員でそういう3人を置いてもらって業務をしてもらっておるというところで、カリヨンが当然ながら勝手にやっておるわけでございまして、蟹江町が委託としてやっておる業務になりますので、私ども高齢介護課、それから保健センターとも連携しながらということでやっております、カリヨンが自分のところの業務としてやっておるわけではございません。蟹江町の業務を委託しておるということでございます。

○7番 小原喜一郎君

籍はカリヨンにあるわけだ、その職員はですね。カリヨンの業務の中に組み込まれて包括支援センターの業務をやっていただいております状況になっているんじゃないかと思うんです。

なぜかという、私、深刻な状況の人があって相談を、電話ですけれども、したんですよ。けれども、一向にらちが明かないんですよ。しかし、地域密着型と言って、蟹江の地域包括支援センターに相談してもらわなあかんというし、ところが、具体的に介護度5の強制退院させられた人の介護について相談を持ちかけると全然対応がだめなんですよね。

という点からすると、どうも支援センターとしての委託金のお金をいただきながら、そっちはおたらくと違うかなということ、邪推かしらんけれども、思わざるを得ない状況があるんですよ。

ですから、こういうところに委託でそっくりそのままお願いするということが問題ではないかなと。このように、私どもは民間委託、どちらかというとも余り進んで賛成しないんですけれども、しかし、民間委託にやるとこういう結果が生まれる可能性は十分ある。これからも、例えばセーヌにお願いをするということになると、そういう結果になりはしないか。事実上、多額の、これ3,300万円ですから、多額のお金を出しても、生きた行政にならない。こういうことになりはしないかというふうに思うんですけれども、いかがですか、これ、町長さん。

○町長 横江淳一君

大変ご心配をいただいております。

代表質問のときにでもお答えをしたか、ちょっと僕記憶はありませんが、実は蟹江町は高齢化率が上がってまいりまして、外国人を含めると20%にならんやとしておる状況。人数といたしまして、65歳以上の方が7,500人、介護認定を受けられる方が1,044人という数字が実際出ております。

そんな中で、包括支援センターの増設というのはもう2年ぐらい前から予想されておりましたし、今年度につきまして包括支援センターのいろんな受け入れ先を実は模索をしておりました。

その中で、議員の皆様方にもご心配をいただいております社会福祉協議会ではどうなんだということも実は検討に入ったわけではありますが、ご存じのように、先ほど担当が申し上げました3人の担当者が直接これは要ります。1人は社会福祉士、それからチーフケアマネ、保健師ということで、今現在、包括支援センターを、委託料は1,600万円ぐらいだっただと思っておりますが、そのお金で包括支援センターとして今蟹江町の委託を受けてやっていただいているというふうに私は認識をしておりますが、仮に今、小原喜一郎議員がおっしゃるようなことがあれば、これは早速調査をさせていただきますし、当然今回実は委託先を探すに当たりまして、いろんな、先ほど言いました包括支援センター運営協議会という場所での検討させていただきまして、内容もきっちり精査をさせていただきました。やみくもに委託をするということではなくて、今回、宝会にお願いをしたのはきちっとした理由がございます。

社会福祉協議会でもやれる力は十分ありますけれども、実際、スタッフの問題で若干手薄になる状況がありました。これは地域の方にとって最終的には不便をおかけすることになりますし、それから、サービスの低下にもつながることです。宝会からのプレゼンを見ておりますと、きちっとした体制を整えておりますし、医師の派遣もすぐできると思います。特に、精神障害等々の相談もすぐできますし、蟹江川の西と東ということで、お互いに近いところにありますので、包括支援センター同士の連絡も密にできると思いますし、保健センターとのつながりも非常に密にできるという、そういういろんなことを考えた結果、今回の

セーヌ蟹江、宝会にお願いをしたという経緯があります。

今後、当然これは委託をして蟹江町の町民の皆さんの福祉に寄与するわけでありますけれども、きちっとしたチェック体制は当然とらせていただきますし、今後もまた皆様方からいろんなご意見賜れば、きちっと点検をさせていただくべくこれからも頑張りますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で議案第33号「平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 高阪康彦君

日程第6 議案第34号「平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、283ページから293ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第34号「平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 高阪康彦君

日程第7 議案第35号「平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、295ページから320ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第35号「平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 高阪康彦君

日程第8 議案第36号「平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは、321ページから335ページです。

歳入、歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○6番 林 英子君

後期高齢者医療制度のところで、予算のところでお聞きしておきたいと思うんですけども、この前の町長の施政方針の中にもありましたが、本当に高齢化を迎える中で蟹江町も大変だというふうに思います。

この間も話にありましたように、カリヨンでも現在180人以上の待機者がいるという中で、先ほど町長も人数をおっしゃいましたように、高齢化を迎える中で、老人ホームの問題だとか、そういう待機者がこれから蟹江町の中でどうなっていくか、これからそういう方たちをどういうふうにしようとしているのか、町長のお話をちょっと聞かせてください。聞いておきたいと思います。

○町長 横江淳一君

本当に私の力でどこまでできるかわかりませんが、後期高齢者の、国保のところでも余りご質問がなかったわけでありましてけれども、支援金が膨大になっております。

先ほど来、ちょっと介護のところ、私自身は国の支援が基本的に、介護保険のこの第5期の見直しがあるわけでありましてけれども、広域の今管理者として、林議員もその会議にお見えになったと思いますが、国に対してどういう要望がこれからできるんであろうということをお話をする機会がたまたまたあるわけです。

それぞれの首長さんの地域のお考えがあるかと思いますが、大まか考え方はみんな一緒でありまして、国・県・地方自治体が最終的には50%、あと我々が、いわゆる40歳から64歳までの2号被保険者が、それと1号被保険者があと50%出すわけでありましてけれども、財政難だ財政難だと言う割には、国の場合、もう少し社会保障についてこれを広げていただくべく、その50%というのは確かに切りがいいかもわかりませんが、25%のところを例えば28%とか30%出していただいて、もうちょっと円グラフのこちらに、市町村も12.5%なのはそのままです。県・地方自治体がもう少しずつ出せるような、そんな仕組みを国全体がつくっていただけるといいのかなという、こういうことはいつも感じております。

特に後期高齢者については、世の中がこれから超高齢化に入りますと、当然、逆ピラミッドの状況が出てくるわけでありまして、それで、生産者人口がどんどん減ってまいります。当然支える方が減ってくれば、高齢者、給付金もどんどんふえてまいりますので、やっぱり最終的にはそれに値するような歳入があればいいんですが、これがまたない。こうなってきましたと、国が今、後期高齢者制度の見直しを25年度だと言っておりますけれども、どうも26年度ぐらいになりそう。現実にそういう予算が今年度上がっておりませんし、だから、先送り、先送りになっているような気がしてなりません。

ですから、今どういう考えかと言われますと、確かに給付費をできるだけふやさないよう

な状況を我々は最低限心がけるべきかな。そうなってきますと、例えば介護保険適用のそういういろんな業者をお願いをして、町とのいろんな仕事を一緒にやっていただけるシステムをつくるだとか、今後、お医者さんに行かなくても元気な体をつくるような、そんないろんな施策をこれから具体的に考えていくだとか、そういうことをまずして医療費の伸びをできるだけ抑えるという方法に努めていけばいいのかな。

例えば、健診をふやして受診率だけ高めようだとか、そういうことも確かに数字的にはすぐあらわれるかもわかりませんが、生涯学習、それから、今回やりました生き生きスポーツもそうでありますけれども、若干お金がかかるかもわかりません。しかしながら、これも今回上程をさせていただいておりますが、生き生きスポーツに300万円のお金を皆さんの貴重な税金を投入しておるわけでありまして、できるだけ安いお金で、ちょっとでも体を動かして運動をして、健康日本21、かにえ活き生き21の理念に沿うような、そのような形の施策を皆さんと一緒に進めていけば医療費の抑制ができるんじゃないかな。蟹江町にはすばらしい温泉もありますので、これを何とか活用して、お医者さんへ行くより温泉へ行ってほしいと。こちらのほうにもちょっと力を入れていけばいいのかな。具体的にはそのほうに今年度は進めていきたいなというふうに思っています。

ただ、本当に医療費の増大をどうやって抑制したらいいのか、お医者さんともこれから考えていかなければなりませんし、抜本的に国の対策を待つところでもありますけれども、町としてできるところからこれからやってまいりたいな。済みません、具体的に何をやるかということは、策はここで申し上げられないのが残念でありますけれども、やるとすれば、やっぱり健康な、長生きできるような、そんなスポーツだとかいろんな生涯学習を通じて、精神面でも結構でありますので、できるだけ医療費を抑制する方向に行ったほうがいいんじゃないかなというふうに私自身は思っております。

以上です。

○副議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で議案第36号「平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 高阪康彦君

日程第9 議案第37号「平成23年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○6番 林 英子君

きょうは皆さんと一緒に、皆さんにもぜひ考えていただきたいと思うので、私は細かく勉強してまいりましたので、ぜひ聞いてください。

まず初めに、基本料金、10立方メートルではなく、それを名古屋市並みに6立方メートルからを基本料金として始めたらどうだろうか、そういうふうに思います。

なぜかといいますと、最近、私はアンケートを行いました。その中で藤丸の方たちが、これから本当に水道料が上がるので困ったというのがたくさん来ましたので、私はいろいろ聞いてみましたし、前にもこの水道料金を名古屋市並みに6立方メートルにしてほしいという一般質問もし、それから、あそこの南部水道の問題も含めて、皆さんにいろいろと一般質問をしました。

今、10立方メートルの基本料金は1,207円です。11立方メートルになる人は1,375円ですので、それを引くと168円になります、1立方メートルが。それで、7、8、9、10、その4段階を4で割ってみると1立方メートル当たりが535円になります。ですから、6立方メートルを535円にし、7立方メートルのところを703円にし、8立方メートルの人は871円にし、9立方メートルの方は1,039円にし、そして10立方メートルの人が前と同じように1,207円になります。そうしないと、現在ではひとり暮らしの方が藤丸だけでも約65名ほど見えます。2人暮らしの方が3分の1になったそうです。特に藤丸は高齢化率が高いというふうに思います。

蟹江町全体を見ても、アパート、マンションの方たちがこのごろ、単身の人も含めて、お風呂をだあだあ入るんじゃなくてシャワーの方が多いんであろうと。そのために、10立方メートルの基本料金だと使っても使わなくてもそれから出発するという点では、本当に何ともならん、花に水やるのもやめる、お風呂も1日置き、入るのも大変だというふうに言われました。

ですから、蟹江町の全体も含めて、10立方メートルを基本料金にするのではなく、名古屋市並みに6立方メートルを基本料金にし、そこから始まるというふうにすれば、全然使わない人はいないにしても、10立方メートルを基本料金にして上げるのではなく、例えば7立方メートル使った人には703円からもらえばいいし、例えば使った金額の、6立方メートルのを使ってそれをプラスしていけば出る問題ではないかというふうに思います。

低所得者の方の本当に、特に下水道問題を含めて、倍の水道料は払えないというアンケートが来ましたので、今度こういうふうに見てみました。そして、単身者の人や2人暮らしの方、年金暮らしの夫婦の方、先ほども言いましたように、マンションやアパートでは本当に単身の家族が、子供さんも含めて少ない家族がふえております。

聞きますと、水を使ってほしい、水をどんどん使ってくると蟹江は助かるというふうに言われますけれども、それは有収率の問題も含めて、使っても使わなくても県に払わなければならないというのが根底にあり、そういう計算になるのではないかというふうに思います。

皆さんの中には、そういう団地などや、そして藤丸団地の方たちにも回っても本当に、いよいよこれで下水道も一緒になりまして本当に大変だと。藤丸の場合は、お隣さんがやって、

うちを抜けてその隣の方がますをつけても、うちがつけないというわけにいかないので、本当に借金してでもやるけれども、水道代だけは一生つきまとうので本当に困ったというふうに言われております。

私は、たくさん使う人はそれなりにきちっと払うでしょうし、当然のことだというふうに思います。それが、今、6立方メートルを基本料金にしたらどうかというふうな問題です。

もう1つは、海部南部水道の問題です。

これも本当に同じ蟹江町の敷地内に、前にも一般質問を私はしておりますが、同じ蟹江町の敷地にいながら高い水道代を払う。そのことを知らずに引っ越した人は、こんなに高いのに、何でと言われますので、私は、海部南部水道はねということまで話をしています。それは780世帯ぐらい、中村さんたちの住んでいる裏の近鉄の駅からずっと北がそういうふうに払うことになっております。

(発言する声あり)

そう、山田乙三さんの近所はずっとそうですね。

(発言する声あり)

私もしました。何遍もしておりますが、本当に引っ越しされる人はこの地域は蟹江だと思って当然引っ越しされているのに、全然差別された料金を払わされているというふうに思います。この料金に合わせて、蟹江町の料金をきちっと当てはめることによって、もしくは、それがだめなら蟹江町でその人たちに負担をしていくべきではないかというふうに思います。

その2つの問題についてお考えをお聞かせください。

○水道課長 伊藤 満君

料金の引き下げについてでございますが、これにつきましては、今、東北・関東でも大災害がございますが、災害に強い水道配管を布設替えするにも多額な事業費が予定されておりますし、老朽管や施設の更新事業も今後随時推進する予定でございます。今後におきましても企業経営の一層の効率化に努め、使用者へのサービスの向上、災害に強い安全で安心した水の供給と健全な水道財政が一段と確保できますように努力してまいります。

このようなことから、水道料金の引き下げについては難しい状況にあると考えております。

続きまして、海部南部と蟹江町についてでございますが、これにつきましては、海部南部水道企業団と蟹江町とでは企業会計自体が違いますものですから、一緒にするというにしますと、海部南部水道企業団のほうの料金を下げさせていただくということになるか、蟹江町のほうの水道料金を上げるということしか一緒にはできないということになると思います。

○6番 林 英子君

私は、本当に困ったという声をお聞きになったのでしょうか。水道代は毎日毎日の、私はここに藤丸の全体のことを資料を持っておりますが、本当に大変です。二月に一遍ずつという水道代が本当に大変です。今度の下水道問題でも、本当にやるのに四苦八苦したという声を

聞いております。お聞きにならないでしょうか。

そこへきて、やっと合併浄化槽をつくったのに、今度また公共ますを入れて、そしてやらなければならないなかったその事情も含めて、あと何年生きるかわからない、あと私は2年しか生きないだろう、そういう人も含めて、高い水道料を取るといふこのむごさ、私には考えられません。

本当に10立方メートルを基本にしなければならないのでしょうか。そうではなく、6立方メートルを基準にして、たくさん使う人には払ってもらえばいいことで、その10立方メートルにも満たない人に10立方メートル以上の料金を取るといふことは、私は絶対に許すことはできないというふうに思います。うちへも何とかならないかという話が来て、これを計算をし、私は6立方メートルを535円にし、あと4段階で割った672円ずつをずっと足していったら、10立方メートルで1,207円になるというふうに思います。

私は、特に低所得者の方だとかひとり暮らしの方たちが水道をひねることが嫌になるような、そんな暮らしを絶対にさせてはいけません。そういうふうに私は思います。このように、例えば使わなくて済むような水を、ダムをつくって、木曾川で間に合っているのにダムをつくって、そのお金を皆さんの使用料へ組み入れていく、これが現実です。だから、そういうことをやめさせて、水道料を下げて、みんなが残り少ない人生を楽しく……

なぜかといいますと、払える人は払ってもらえばいいと思います。たくさん使う人には20立方メートルを。でも、本当に使わない人たちは何とかしてほしいという声を聞き、じゃ私が下げてあげるわというわけにいかない。だから、この場で本当に皆さんの住民の声を聞いて、行政がそうであろうということになれば、本当に基本料金を10立方メートルではなく6立方メートル、本来ならば使っただけ払えばいいというふうに私は思います。基本料金という枠を決めること自体おかしいと思います。3立方メートルしか使わない人もいるかもしれません。でも、結局その人は今では10立方メートルを払うことになっています。

だから、私たちの行政のやれることは、そういう人たちの、困っている人の心を酌んであげることではないかというふうに私は強く皆さんに聞いてほしいと思って、きょうはこの水道問題について話をしてみました。ぜひもう一度お答えをしてください。

○上下水道部長 佐野宗夫君

答弁させていただきます。

一応、基本料金の問題と基本水量の問題でございます。

まず、基本水量につきまして、どういうふうにとらえるかということが1点あると思います。

まず、基本水量であくまで10立方でやっておりますし、基本料金、それに付随した形で料金を設定させていただいております。すなわち、基本として、最低でも経費として基本料金をいただくと。皆さん公平にいただくということで設定させていただいた金額、すなわち、

イコール、私どもの勝手な言い分ではございますが、サービス料の10立方という解釈でおります。あくまでそれ自身を皆さん公平に支払っていただくというのが私どもは思っております。

それから、単価の見直しにつきましては、議員もご存じのとおり、平成20年から上げさせていただいております。一般的に申しますと、5年サイクル、周期で見直すというのが一般的な各市町の企業会計の手法になっているみたいでございますので、一応25年をめぐり、そういう問題につきましても、水量につきましても検討していきたいと思っております。

それから、名古屋市さんと比較されてみえるみたいなんですが、ちょっと名古屋市さんと比較しますと、67立方から、2カ月に67立方なんですが、そこからですと蟹江町のほうが反対に安くなってきております。あくまで高い使用料という形で逆転しておりますので、申し添えておきます。

以上でございます。

○6番 林 英子君

この水道料金は、20年前には愛知県で28番目の高い料金でした。ところが、20年に値上げをしたと同時に愛知県で4番目に高い水道料を、現在、愛知県では4番目に高い水道料を払っています。

だから、そこへきて、本当に私は、全部ではなく、困っている人たちにはこの立方メートルを下げて、1立方メートルが168円になります、4で割ると。これをずっと足していけば10立方メートルで1,207円になります。ですから、そのようにしてずっとやれば払うほうも納得できるのではないかというふうに思います。

電話の場合は各家庭に基本料金があります。使う使わないは勝手ですが、水道代はそういうわけにはいきません。これは死活問題です。本当に使わずにおくというわけにはいきません。ですから、蟹江町にこれからできますでしょうマンションにしてもアパートにしても、家族も減ることですし、もっと使わない人がたくさんふえてくるというふうに思います。私たちのやれることは、こういう人たちの訴えを真剣に考えてあげることだというふうに私は思います。

これをやったからといって、急に水道代が減って蟹江町がつぶれるようなことは絶対にありません。ですから、これから公共下水道を蟹江町もやっていきます。そのたびにこの問題ができてくるというふうに思いますが、どうか、いま一度計算をし直して考えてみていただきたいと思っております。

町長は、この水道問題についてどのようにお考えか、蟹江町の福祉も含めて、ぜひお答えをください。

○町長 横江淳一君

ちょっと福祉を含めるのはあれなんですが、水道料金のことについては、奥田議員のほう

から実は代表質問をいただいたときもお答えをいたしました。このときは水道料金に言及されたわけではございません。海部南水との水道料の違いがあるからどうなんだということをおっしゃいました。

済みません、ちょっと海部南水のことにつきましては話が飛んでしまいますので、これはいろんな経緯があります。財産権の問題もございまして、企業会計が全く違いますので、なかなか一言で申し上げるわけにはまいりませんが、過去には安い時代もあり、今はたまたま逆転をしたと。今後、まだあそこも下水道が進んでおりませんが、今度下水道が進みますとまた別の状況が出てくるんじゃないかなと。ただ、とはいえ、蟹江町の町民が受益を受けておりますので、いろんなことで海部南水さんに対して要望も今後していくつもりはしてございます。

今おっしゃいました水道料金のことにつきましては、名古屋市との比較は、済みません、私、比較表を持っておりませんのでわかりませんが、とにかく蟹江町として、企業会計でありますので、蟹江町のものだというものの会計は別であります。いつまでも赤字を続けるわけにはまいりませんが、当然皆様方から水道料金をいただいてインフラ整備をするわけでありまして、特に、ご指摘をいただいております有水量の問題も、90%の上部にいたのが今は90を切ろうとしている状況の中で、これもしっかり見ていかなければいけません。それから、優良な水を皆様のところに届けるというのが使命であります。

特に、先ほど言いました低所得者の方、それから、今後、下水道をやった場合には2倍の料金がかかるんじゃないかというご指摘をいただくのも、これもそういうことも耳にいたします。ただ、水道料を基本料として5立方にしたらどうだということにつきましては、一度我々のほうとしても話としては聞きましたので、ただ、今現在としては、どうだと言われれば、その考えは今のこの時点では持っておりませんが、一度そういう方がどれぐらいお見えになるかということも調査しても、これは別にいいのではないかなというふうに私自身は思っております。

下水道の問題でありますけれども、ご存じだと思いますけれども、例えば合併浄化槽、単独槽でもいいんですが、それをそのまま埋めてしまうのではなくて水源として利用していただく。そこにポンプかなんかをつけていただければ、その分また補助金がつく、そういう制度もございまして、議員のほうからまたそういうのをご説明いただければ、散水には十分それを使っていいただければ水道料金の負担にもならないんじゃないかな。そういうアドバイスもしていただけるとありがたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、10立方を割りますと1カ月で2,400円、基本料金で2,415円、それから、60立方でも南水と比べるとそんなに特別高いわけではございませんけれども、今後、水道料の見直し等々もこの先やらなければいけない時期が来ると思います。先ほど水道部長も言いましたように、そのときに適正な状況をしっかりと把握をさせていただいて、今後、

水道料金の見直し等々も視野に入れてやってまいりたいなど。

今現在、10を5立方にすることについては、再度申し上げますが、ちょっと時間をかけてこれも調査をしてまいりたいなど、こんなことを思っております。

以上です。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

海部南水とか蟹江町単独水道とかいう話が出て、私、海部南水の最たるところで、ちょうど10年前でしたかね、その格差について調べて皆さんに訴えました。ですけれども、いろいろと諸事情で、現在、蟹江町は、いわゆる井戸水は全く使わなくて県水100%、海部南水も県水100%、若干両方のところがずっと縮まってくればいいかなと、ちょっと甘い考えを持っておりますけれども、住民にとって非常に高い料金を払っていることは重々よくわかっていまして、そういうところですけども、二、三点ちょっとお聞きしますし、また、3月末でめでたく定年になられるので、佐野水道部長からぜひともすばらしい答弁をいただきたいと思えます。

つい最近、地震がありまして、すばらしい大きなタンクがあるわけです。タンクといってもコンクリート製、あるいは鉄製があるわけですが、容量としては200トンぐらい入るのかな。その辺は後でお知らせ願いたいんですけども、その中で、そういう場合停電しますので、停電というのは大体震度5ぐらいに設定してあって自動でとまるわけですが、タンクの根元ですね、そこにはフレキシブルチューブがありまして、そこに弁が当然ついております。それはエアなのか電動なのかということですけども、ノルマルオープンノルマルクローズという専門用語がございまして、とまれば自然に締まるよと、いわゆる供給源がね。

そういうことで、電磁弁あるいはエア作動弁か、2つぐらいのそういうものを当然セッティングしまして、そこで何が言いたいかということですけども、やっぱり人間は水がなくては生きていけません。ですから、水がですね、そういう地震、あるいは、余り言いたくないですけども、津波等々が来てクロスコントロール、そういう中で弁がきちっと締まっていなければ当然相互汚染があるわけですけども、その辺の密閉度ですね。

それで、タンクからでもその上から取水できるのかどうなのか、強度、震度幾つぐらいまでコンクリートタンクが、コンクリートタンクだと思いますけれども、耐えられる設定にタンクはなっているか。それはちょっと調べればわかるので、わかるところで結構ですけども、そういう点。

それから、もう1点は、蟹江町非常にいろいろやっていただいておりますけれども、石綿管が非常に安いから、ずっと過去布設された経緯があるわけです。逐次、担当者に継続的に石綿管から更新ということでやっておられますけれども、100%ではないのではないかなと推測いたします。まだ積み残しの部分はどうなのか。

それから、もう1つ、いけいけという形で、ややもすると水圧が上げたくても上げられない。そこに鎮座ましましておるのは石綿管であり、行きどまりですから、やむを得ず水圧が上げられない。その一番の事例が富吉の北側の、残念ながら昼間火事が発生しましたところがそういう現象で、町長さんのお骨折りによりまして、海部南水とかけ合っただき、億以上の金を使って配管替えが終了しています。ですから、ループ化ですね、蟹江町の単独水道においてはループ化、海部南水ではそういう手当てをしていただきました。そういう点はどうか、このことを思っております。

ですから、もう一度要約しますけれども、最後ですね、海部南水のことですけれども、私も完全に該当します、昔から。ここにですね、過去の経緯、契約のことも知っておりますが、委員としてオブザーバーとして参加できないか。いわゆる受益者といいますか、給水している方のご意見を海部南水の委員会に反映すべく、オブザーバーとしてまずは委員が出せないかどうか、その辺のかけ合いですね。

それから、もう1つ、最初に言いました、あつてはならない災害のときに自然にとまる操作はどのような形になっているか。きちっと密閉性はあるのかどうか。それから、ざっと200トンぐらいあるタンクですね、1つのタンクで。そこから水を上からサイホンか何かでやれるような手当てはしてあるかどうか。これは蟹江町民の生命を守るという意味合いですよ。そういうことで、コンクリートで、恐らく中はコーティングがしてあると思いますけれども、そのコーティングぐあいだとか、そういうわかる範囲でやっていただきたい。

もう1つ最後は、井戸水が、色素、これは体には別に異常はありませんけれども、色素がために2カ所ぐらいで今自然放流して、とめていけば井戸がかけると、温泉もそうですけれども、そういうことで万やむを得ずその処置がとってあります。私は、せつかくの機会ですから、こういうのを利用して河川の水質の浄化、あるいは、今で言えばそういうものを利用して、メダカとはいいませんが、フナを養殖してやるか、観光の何々の7Kの1つとして売り出したらと。それはもろこずしということにつながります。これは水道のあれからはちょっとあれですけども、そういうこともお考えに、それは町民が見ればもったいないですよ。だだあと水流しているわけですから。だけど、とめればかかるという面があります。

その辺の4点ほどですかね、ちょっと、もう4月からは佐野部長に聞けませんもので、ぜひとも答弁のほうよろしく願いいたします。

○上下水道部長 佐野宗夫君

それでは、まずお答えさせていただきます。

議員もご存じのとおり、今、水道部には4基の貯水池がございます。その4基の貯水池の中で、2,000トンが一番北にございます。その次が1,800トンが3基ございます。ですので、2,000トンと1,800トンの3基に、1,800トンの1基につきましては震度5強の時点で、弱と

強のところでは1基ずつ自動遮断弁でとまります。それによって、最低でも3日、1日1人当たり災害時では3リッターと指針ではいわれております。そういうような形で、何しろ1週間以上はもちます。

それから、県のほうの話を聞きますと、3日もあればここまで最短としてでも本管は持てきますと。水は配水しますということを聞いております。それはどういう形でやられるかはちょっと私も資料は持っておりませんが、一応県の答弁としてはそういうことを聞いております。

それから、それについて遮断弁によって、壊れたら、今度は災害時のときはそれからバルブによって自動的に水を排出できるという形になります。

次に、石綿管の問題でございます。

石綿管につきましては、蟹江町はほとんど100%ございません。1カ所ございますのは蟹江の警察署の南側のところの国道1号に入っております。それにつきましては、街路計画に合わせた形で取りかえをしていきたいなと思っております。

それから、ループ化の問題でございます。

あくまでこのループ化につきましては、水圧の関係もございまして、漏水の考えもございまして、一応漏水を少しでも解消するために圧を落とすというのも1つの案でございます。そのためには住民の生活に支障を来してはなりませんので、そのためのループ化というのが議員言われたことだと思っております。それにつきましては、逐次、工事をかけながらループ化を工事にあわせた形でやっております。

それから、河川の浄化の問題です。

今、地下水をくみ上げてございますのは、新町の米屋さんの隣のところ、そこにはポンプが2基ございます。その2基につきましては、すべて自動運転でかい出しております。その水につきましては本当に災害時のいざというときに使いたいということで、自動運転で、排出した水につきましては学戸川のほうへ流させていただいております。それについては、末端のところは西保育所の南側の南西角ですか、そのところにボックスが来ておりますので、そのところに流しておりますので、そのところにはもろこというか、小さな魚、そういうのが来ております。そういう形で一応は浄化。

それから、水道基地のところにもポンプがございまして、それにつきましても事務所の前のところの水路に水を流させていただいております。そういう形で濁水にならないような形の対応はとらせていただいております。

以上でございます。

○12番 山田乙三君

ありがとうございます。

もう1つ答弁漏れがあるんです。海部南水のオブザーバーの件です。済みません。

○上下水道部長 佐野宗夫君

オブザーバーという議員の言葉がございました。あくまで行政としての参加ということは議員もご存じのことで、オブザーバーという言葉が出たと思います。あくまで議員の参加は蟹江町はなっておりません。それに町長も入っておりません。

そういうような形で、私ども、南水さんと去年、約1年になりますが、2月に打ち合わせをさせていただきました。その時点で、そういうオブザーバーというところまではいきませんでしたけれども、担当者同士で話はさせていただきましたけれども、やはり向こうの考えといたしますか、南水さんの、私が受け取った気持ちではございますが、あくまで金のなる木というか、これだけの密集地でございますので、受益が上がっているところだと思いますので、手放すような雰囲気は受け取れなかったわけでございます。

以上でございます。

○12番 山田乙三君

要望を最初に申し上げます。

今の海部南水のオブザーバーの件ですね。じわりじわりと取水人口がふえております。非常に、最初は小さな固まりでしたけれども、無視できるような数字ではございません。部長も数字つかんでおられると思います。ぜひとも海部南水の委員会の中にオブザーバーとして議員あるいは首長、町長もですね、両方出ればいいことないんですけれども、まだ取っかかりは、少なくとも町長さん、あるいは該当する議員ですね、オブザーバーとして出ていただくように意見を言っていたらなと思っています。

それから、今言われた2,000トンあるいは1,800トン、2,000トンが1基、1,800トンが3基ということで、私が申し上げたいのは、前提は、想定を超えるというところまで言いませんけれども、この間、テレビでごらんのように、とにかくライフラインがずたずただと。ですから、タンクが壊れない前提の中で、せっかくその中に2,000トンあるいは1,800トンに近いものがあれば町民の水として提供できる。それはサイホンでもよろしいですし、どうなのかと。おしりのほうからはとれませんよ。ですから、上のほうからとれるような手だて、そういうことは水道部長を中心として、もしやっていないければ、これからですね、あってはならない東海、東南海、南海地震に対応をしていただければなど。

前提は、ライフラインがずたずたです。県がどうだこうだといいますが、パイプラインが破損していれば県水も送れません。そういう状況ですので、少なくとも残ったタンクについては町民に無料で与えられるような手だてはやっていただいても私はいいのではないかなとご要望申し上げます。

ありがとうございました。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私も総括的に伺うわけでございますけれども、1つは、先ほどの林議員の基本料金、6立方にしたらどうかという問題です。

これは実は私ども、住民税でも固定資産税でも、あるいは国民健康保険税でも介護保険料でも、下水道でも水道料金でも、低所得層の暮らしをどう守るかという観点で、すべてにわたって申し上げておるわけでありましてけれども。

それで、実は藤丸団地の皆さんは今年度から供用開始ですね、下水道の。下水道料金と水道料金と重なるものですから、非常にお支払いする絶対金額が、絶対量がふえるという点で非常に抵抗感があるわけです。本町は実は来年供用開始で、ことし工事をやっていただいているわけですが、あちこちで伺う、聞くんですよね。これはもう私も65だとか70になるんだけれども、計算してですね、あと10年生きるとして計算すると、これは入らんほうが得と。加入せんでもいいだろうという質問をよく受けるんですよ。藤丸団地も実はそういう論議があるようでしてね、つまり、低所得層の皆さんは本当にわずかでも値上がりすると大変ということがあるんですよ。

そこで、お2人世帯、年金暮らしでお2人世帯だと水道水は10トンも使いません。せいぜい五、六トン。こういうことなんです。そうすると、それ以上のものは使わないのに払わんならん。どうもならんと、こういうご意見があるわけですが、そこで、名古屋がやっておるように、いや、他の自治体でもやっておるところが幾つかあるんですけど、6トンくらいにしたらどうかと、基本料金をね。そこから立ち上げていったらどうかと、こういうことで、それは全部に水道料金の値下げになるわけじゃなくて、その階層と限局しているわけですよ。その大変な状況の皆さんだけに限局しているわけですが、その4階層だけですね。使用水量が6立方、7立方、8立方、9立方、10立方までなんです。この階層だけになるわけですから、その階層に属する人たちの人数を引っ張り出して計算すると、どのくらいお金が要るかなということはわかると思うんです。

だから、そういうふうに一遍お考えをいただいて、6立方、基本料金と、こういう方向でぜひ検討していただけないかということです。

あわせて、これは富吉とのかかわりでありましてけれども、実は中学校の南側、名古屋市、蟹江町の水を名古屋市へ供給していますね。中学校の南。私、工事をやることについて240万円も請求されて、交渉して120何万にさせていただいて喜ばれた。そういうことをやったことありますのでよくわかっているんですけど、名古屋の水道料金のほうがちょっと安いんですね、蟹江より、蟹江があげてから。この支払いの関係どうしているんですか。名古屋市ですから、あそこは福島の方なんです。福島の方々は水道料金は直接名古屋へ払っているんですか。蟹江町が供給しておる水は名古屋市からまとめていただいているんですか。どうなんでしょうか。

海部南水との関係もそのようにしたらどうか、同じような取り扱いにというふうに思うん

ですよ。そうすると、一軒一軒、補助金がどうだとかこうだとか考えなくてもいいと。まとめて海部南水に払うわけですから。そういうふうなことを交渉していただくと案外交渉しやすいのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。これが2点目でございます。

3点目、有収水率90%で予算を組みました。町長の施政方針では、来年度、蟹江川東をよく調査して有収水率を引き上げたいとおっしゃっています。調査した結果、もちろん工事ということもあるでしょうけれども、来年度中に一定の努力をした結果が90%ですかということのを伺うんです。来年度中にこの90%を91%、92%に引き上げていくと、かなり予算が出てきますよね。富吉の地域の皆さんに補助金だとか、補助金にせんにしても、差額のお金の財源になるんじゃないかなと思うんですけれども、それはそれですけれども、もう少し努力目標はないかということのを伺っておきます。

○上下水道部長 佐野宗夫君

それでは、3点質問いただきまして、まず、下水の供用開始によって単価が2倍になってくると。そういう方に対して少しでも基本料金を、トン数の少ない人に対して減額できないかというような質問でございます。

それにつきましては、大体10トン、2カ月で20トンを使われない方に対しまして、私ども、今、先ほどから言っております基本料金1,250円の消費税ですけれども、そういう形じゃなくて、林議員言われましたのは570円ですか、6立方まではという形で、そういう言い方をされまして、それでは10立方までは徐々に上げていって、10立方から上につきましては一緒にしますという形で言われました。

その10立方までの方につきましては、軒数を大体何軒ぐらいあるだろうとしますと約2,800軒ぐらいでございます。そういうような形から差額計算をさせていただきますと、二、三千万の減額でございます。それで、今まで毎年多少黒字、2,000万円3,000万円の黒字になっておりますが、それにつきましてはもうすべてございませぬ。なくなります。

それで、有収水率を今度上げさせていただくためには、まず漏水が一番大きな原因でございます。要は老朽管でございます。その入れかえとなりますと、蟹江町の場合200キロございますので、その半分が耐用年数が過ぎてございます。それを単純にメーター2万円という考えをとりますと何十億とかかります。そういうような形で考えますと、動き自身が反対に難しくなってくるんじゃないだろうかと。

それから、南水さんのほうの単価を、言いかえると町が補てんするのか、あくまで南水さんの富吉さんに送ってみえる単価を下げてもらうのかという話でございますが、あくまで名古屋市のところにつきましては蟹江町の高い料金でいただいております、蟹江町の場合は。とすると、同じ企業体でいけば蟹江町が南水さんのほうの高い単価で支払うこととなります。ということは、すなわちまたマイナス、赤字になってくるという話になってきます。

としますと、今の基本料金から算定して160円、180円、210円の3案分につきましても、すべて見直す時期にまいます。それが先ほど町長も言いましたように時期を見ながら、それを加味しながら単価の調整を図っていきたいということを思いまして、私自身は25年が今のところいい時期かなという形を思っております。あくまでこれ自身、私逃げの話になっちゃっていますけれども、そういう形を思っております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

要望だけ申し上げます。

やっぱり生活的に大変な皆さんがふえているわけでありまして、そういう意味で、そういう低所得の皆さんのところ、あるいはお年寄り、2人家族、1人家族のところ、水道水を5トン6トンくらいしか使っていないところについては一定の配慮をする必要があるじゃないかということで、ぜひ検討していただきたいと思うんです。

それから、名古屋と蟹江の、あの福島の地域の皆さんの水道水費用決済の方法と海部南水と富吉の皆さんの水道水の決済の方法を同じように統一してもらおうとわかりやすいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、同じ方向で検討していただくとありがたいなと思います。

なお、有収水率は極力九十二、三%まで改善できるようにご努力していただきますようお願いを申し上げます。

○副議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で議案第37号「平成23年度蟹江町水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

なお、議案第29号ないし議案第37号は、22日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時34分)